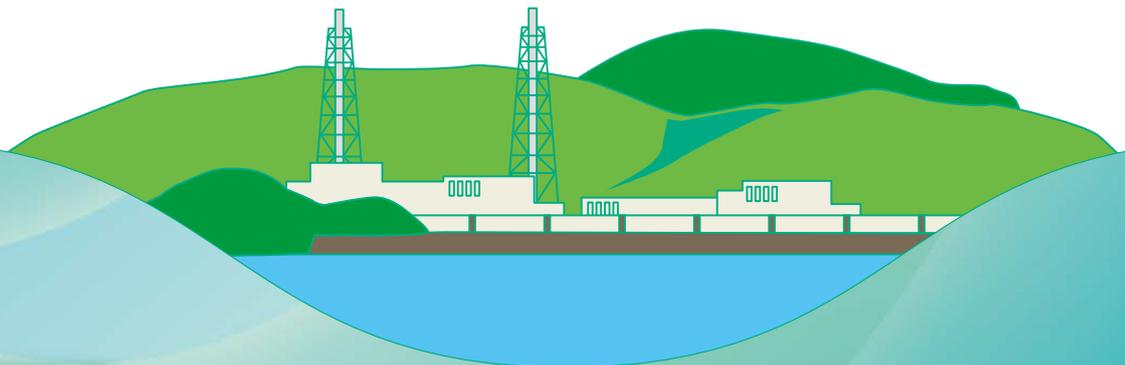


保存版

各家庭・事業所等に備えてください

令和7年2月発行

原子力防災の 手引き



県のホームページでもご覧いただけます

宮城県原子力防災の手引き

検索

 宮城県

はじめに

- この冊子は、東北電力株式会社女川原子力発電所で、万が一事故が発生したり原子力災害に至った際に、「住民の皆さんがどのように行動すればよいか」についてまとめたものです。
- 日頃からよく読んでいただくとともに、身近な場所に保管するようにしてください。

目次

1 原子力災害ってなに?	P.1
2 放射線・放射能・放射性物質ってなに?	P.2
3 原子力災害時に注意することは?	P.3
4 準備が必要な地域はどこ?	P.4
5 原子力発電所で事故が発生したら、どうすればいいの?	P.6
6 どうして「屋内退避」をするの?	P.8
7 「屋内退避」はどうすればいいの?	P.9
8 「避難や一時移転」はどうすればいいの?	P.10
9 どうして「避難指示」の後に逃げるの?	P.11
10 「避難退域時検査場所」ではどんなことをするの?	P.14
11 安定ヨウ素剤ってなに?	P.15
12 「原子力防災アプリ」ってなに?	P.16
13 どこで情報が見られるの?	P.18

1 原子力災害ってなに？

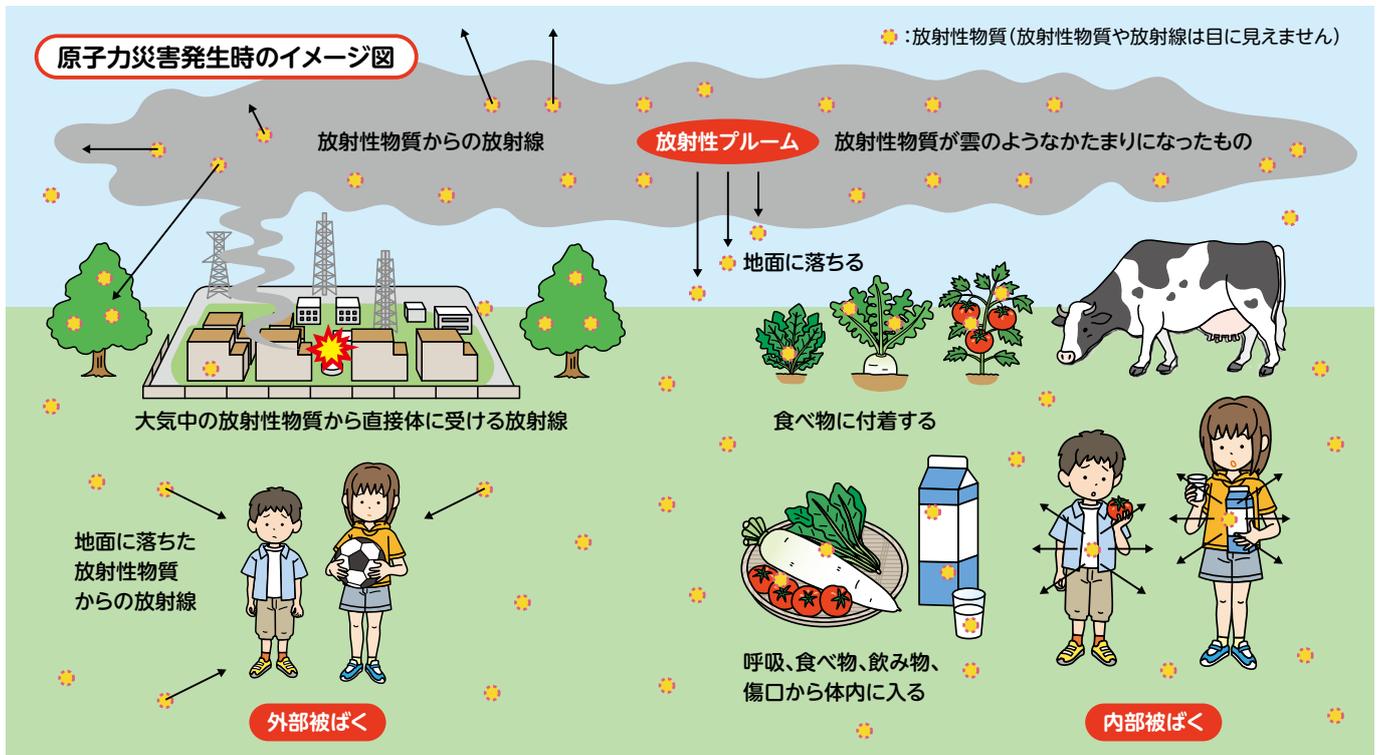
- ➡ 原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害をいいます。
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

原子力災害の特徴とは？

- 原子力災害は、風水害、地震、火災などとは違い、目にも見えず、臭いもしないなど五感に感じることができません。
- しかし、原子力災害が発生する前に、原子力施設で起きた事故の状況を住民の皆さんにお知らせするとともに、日頃から放射線を測定することで災害に備えています。

原子力発電所で事故が発生するとどうなるの？

- 原子力施設で事故が起きた場合、周囲に放射性物質が放出され、被ばくするおそれがあります。
- 放射性物質は雲のようなかたまり(放射性プルーム)となって、**風下側に広がっていきます。**
- 被ばくには体の外部から放射線を受ける「外部被ばく」と、呼吸や飲食により放射性物質を取り込み、体の内部から放射線を受ける「内部被ばく」があります。
- 内部被ばくを少なくするために、指定された地区で採れた飲食物の摂取制限を行う場合があります。



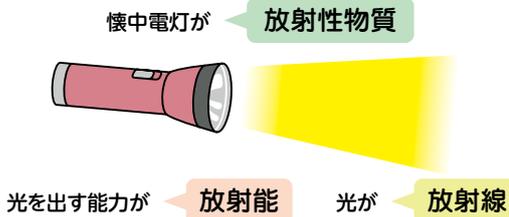
原子力災害から身を守るためには、原子力防災に関する正しい知識が必要です。
日ごろから、国、県、市町などからの情報に耳をかたむけ、災害時の行動を確認しておきましょう。

2

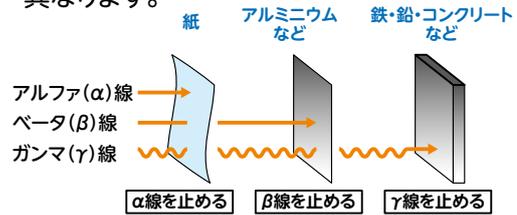
放射線・放射能・放射性物質ってなに？

●放射性物質から出る粒子や電磁波を「放射線」、放射線を出す能力を「放射能」、放射能を持つ物質を「放射性物質」といいます。

【懐中電灯に例えると】



●放射線には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線などがあり、それぞれ物質を通り抜ける力が異なります。



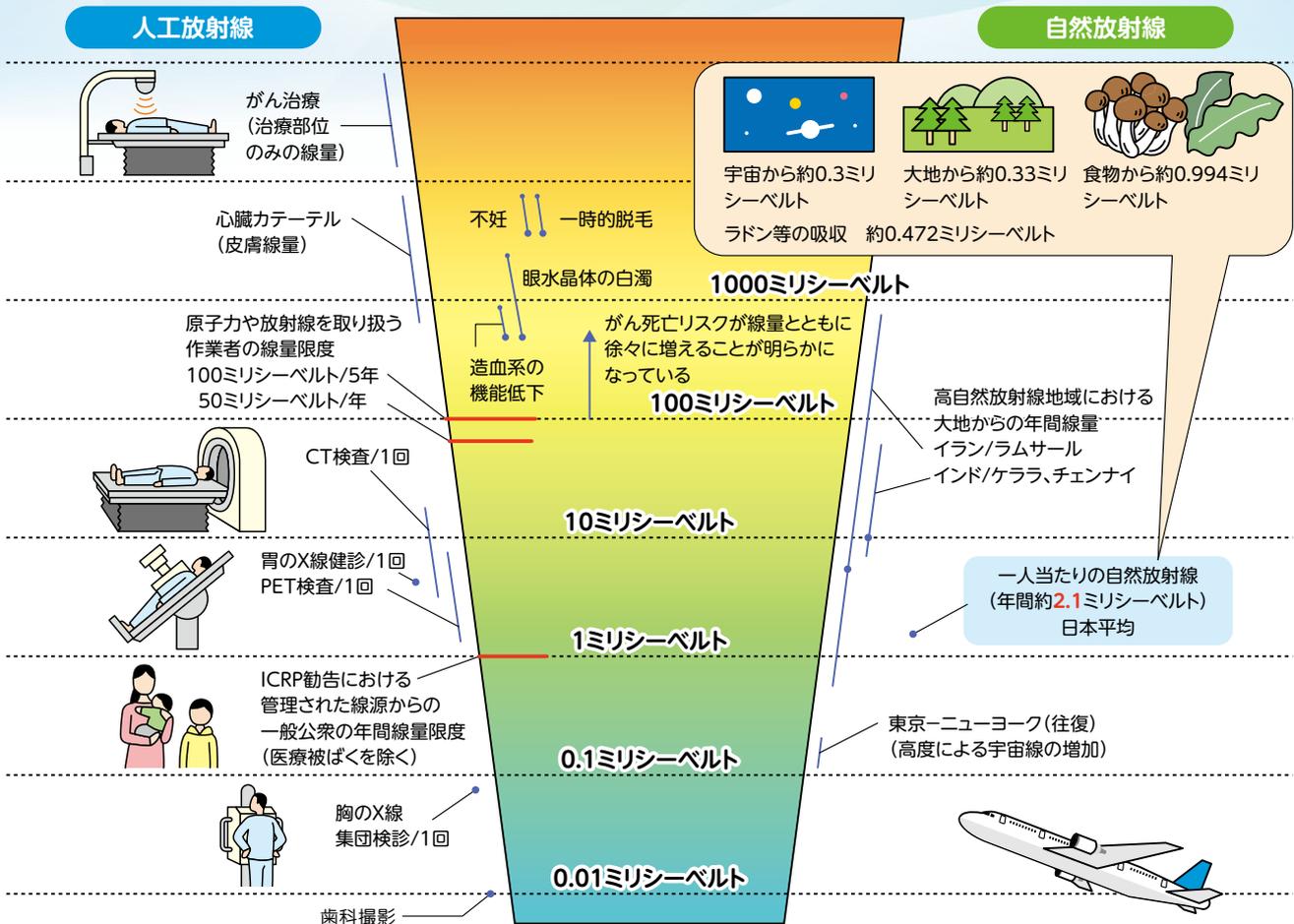
放射線は、鉄・鉛・コンクリートなどで防ぐことができるため、原子力災害時には、屋内退避が有効です。

日常生活と放射線

放射性物質は、人類が誕生する前から存在しており、私たちは日常的に身の回りの地面や空気、そして食べ物からも放射線を受けています。また、医療でも放射線は利用されています。

放射線は、体の細胞を傷つけますが、その傷を修復する仕組みが体の中に備わっています。

日本人が1年間に受ける自然放射線による平均被ばく量は2.1ミリシーベルトです。



出典：(国研)量研放医研HP「放射線被ばくの早見図」UNSCEAR2008年報告書、ICRP2007年勧告、日本放射線技師会医療被ばくガイドライン、新版・生活環境放射線(国民線量の算定)などにより、放医研が作成(2013年5月)〈2018年5月改定版引用改変〉(自然放射線)出典：原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)2008年報告書、(公財)原子力安全研究協会「生活環境放射線(国民線量の算定)第3版」(2020年)

線量の
単位

実効線量：Sv(シーベルト)

臓器・組織の各部位で受けた線量を、がんや遺伝性影響の感受性について重み付けをして全身で足し合わせた量で、放射線防護に用いる線量。

3 原子力災害時に注意することは?

➡ 原子力災害の情報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、有線放送、広報車、原子力防災アプリなどあらゆる手段を通じてお知らせします。誤った情報が広まることもありますので、公共機関が報じる正しい情報や指示を待って、あせらずに落ち着いて行動することが大切です。

原子力災害の情報を聞いたら何をするの?



宮城県原子力防災アプリ※から送付されるプッシュ通知を確認し、原子力災害の状況を把握してください。



正確な情報収集のため、テレビ、ラジオのスイッチを入れてください。



防災行政無線、広報車、インターネットなどの情報に注意してください。



漁船や航行中の船舶には、海上保安庁や漁業無線局等より情報をお伝えします。



ご近所の方と情報の確認をしてください。



県や市町の情報に従って行動し、誤った情報にまどわされないようにしてください。

※原子力防災アプリについてはP16へ

災害の情報はどうやって伝えられるの?



国・原子力
災害現地
対策本部

報道要請
記者会見

報道機関

- ・テレビ
- ・ラジオ
- ・インターネット
など



住民への
広報

県

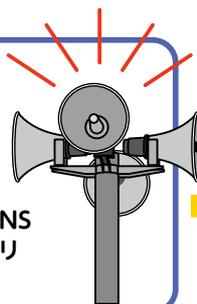
- ・ホームページ、SNS
原子力防災アプリ
など



住民への
広報

市町

- ・防災行政無線
- ・広報車・消防団
- ・緊急速報メール
- ・ホームページ、SNS
原子力防災アプリ
など

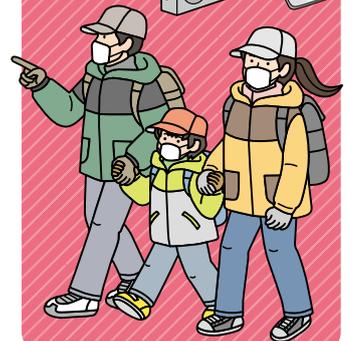


住民

(観光客等を含む)

・指示に従って行動してください。

・避難中はラジオ、携帯電話、スマートフォン等から情報を入手してください。



4 準備が必要な地域はどこ？

➔ 原子力発電所から概ね半径 **5km 圏内 (PAZ)** と概ね半径 **5km~30km 圏内 (準PAZ・UPZ)** の地域です。

「PAZ・準PAZ・UPZ」とは

・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえて定められた、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域のことです。

PAZ 予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone)

- ・原子力発電所の状況に応じて **予防的に避難する区域** のことです。
- ・原子力発電所から概ね半径 **5km 圏内** の地域が該当します。

PAZ対象地域

女川町	小屋取、塚浜、飯子浜、野々浜、大石原、横浦、高白、桐ヶ崎、竹浦、寺間、出島
石巻市	谷川、大谷川、鮫浦、泊、前網、寄磯、荻浜、小積浜

準PAZ PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域

- ・「PAZ」と同様、原子力発電所の状況に応じて **予防的に避難する区域** のことです。
- ・原子力発電所から概ね半径 **5km~30km 圏内** の **有人離島、牡鹿半島地域** が該当します (**PAZ** を除く) 。

準PAZ対象地域

女川町	江島
石巻市	鮎川、金華山、新山、長渡、網地、十八成、小淵、給分、大原、小網倉、牧浜、竹浜、狐崎浜、鹿立浜、福貴浦、田代浜 (仁斗田・大泊)

UPZ 緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action planning Zone)

- ・原子力発電所の状況に応じて **屋内に退避** し、空間放射線量率の **測定結果に応じて避難や一時移転を行う区域** のことです。
- ・原子力発電所から概ね半径 **5km~30km 圏内** の地域が該当します (**PAZ** ・ **準PAZ** の地域を除く) 。

UPZ対象地域

女川町	PAZ ・ 準PAZ 以外の地域
石巻市	PAZ ・ 準PAZ 以外の地域
登米市	津山町全域、豊里町全域
東松島市	上町一~三、下町一~五、大溜、東大溜、関の内一~三、作田浦、下浦、あおい一~三、南浦宿舎、谷地、上河戸二~四、若葉、下小松、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、立沼、鹿妻一~二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一~二、貝殻塚一~二、貝田、筒場、高田、上浜一~三、下浜一~二、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一~六、新川前、南緑、南新一~二、柳北、柳上、柳下、柳西、照井、御下、小松台、塩入、表、中、大島、裏一~二、小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、浜市上、浜市下、平岡、中下、新町、亀岡東、亀岡南、野蒜ヶ丘一、大浜、室浜、月浜、里北、里南
涌谷町	大谷地、短台
美里町	小島
南三陸町	荒町上、荒町下、折立上、水戸辺、波伝谷上、波伝谷下、津の宮、滝浜、藤浜、長清水、寺浜、沖田、西戸、宇津野、林、大久保

PAZ 予防的防護措置を準備する区域
原発から概ね5km圏内*

重大な事故が起きたら放射性物質放出前に**全区域が** **▶▶▶ 予防的に避難**

避難により健康リスクが高まる方 **▶▶▶ 屋内退避施設に退避**

準PAZ PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域
原発から概ね30km圏内にあるPAZ外の有人離島、牡鹿半島地域

重大な事故が起きたら放射性物質放出前に **▶▶▶ 予防的に避難**

避難により健康リスクが高まる方 **▶▶▶ 屋内退避施設に退避**

UPZ 緊急防護措置を準備する区域
原発から概ね5km~30km圏内*

重大な事故が起きたら原則として **▶▶▶ 屋内退避**

空間放射線量率が国の基準を超えた区域は指示に基づき、 **▶▶▶ 避難・一時移転**

*区域の詳細については、お住まいの市町の避難計画を確認してください。



出典：女川地域の緊急時対応

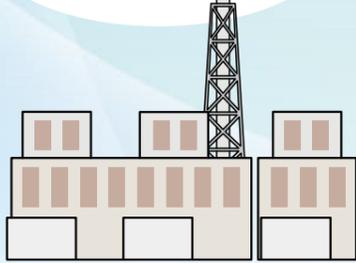
5 原子力発電所で事故が発生したら、どうすればいいの？

➔ 市町からの指示に従い、避難や屋内退避などを実施します。

どう行動すればよいか？～事故発生から避難までの流れ～

- 国、県、市町が避難や屋内退避が必要か判断し、お知らせします。
- 事故が発生したからといって、必ずしも放射性物質が放出されるわけではなく、避難や屋内退避が必要ない場合もありますので、**行政機関からの正しい情報や指示に従って落ち着いて行動することが大切です。**

原子力発電所の
状況



国・県・市町からの
情報提供
行動の指示

事故等の
発生

住民への
情報提供を開始

- 原子力発電所の事故の状況などについてお知らせします。

放射性物質放出の
可能性が高まる

事態の進展

(放射性物質の放出前)
避難または屋内退避等の
行動を指示

- 事態の進展に応じ、PAZ・準PAZでは避難、UPZでは屋内退避を指示します。

放射性物質の
放出

一部区域で
空間放射線量率が
基準値を超える

状況によって避難が必要な区域を
特定して避難や一時移転を指示

- 放射線量率の測定結果を踏まえて避難が必要な区域を特定して避難や一時移転を指示します。
- 必要に応じて安定ヨウ素剤の服用や飲食物の摂取制限も指示します。

住民の皆さんの行動

PAZ
(~5km圏内)

準PAZ

予防的防護措置を
準備する区域

正確な
情報の入手

避難※
準備 → 避難



※ 状況により、より早い段階で避難が必要な方については指示します。

安定ヨウ素剤(15ページ)の服用

UPZ
(5~30km圏内)

緊急防護措置を
準備する区域

正確な
情報の入手

屋内退避
準備 → 屋内退避



屋内退避の
継続を指示
放射線の測定
体制を強化

屋内退避継続

状況によって特定の区域が
避難や一時移転

安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限



6

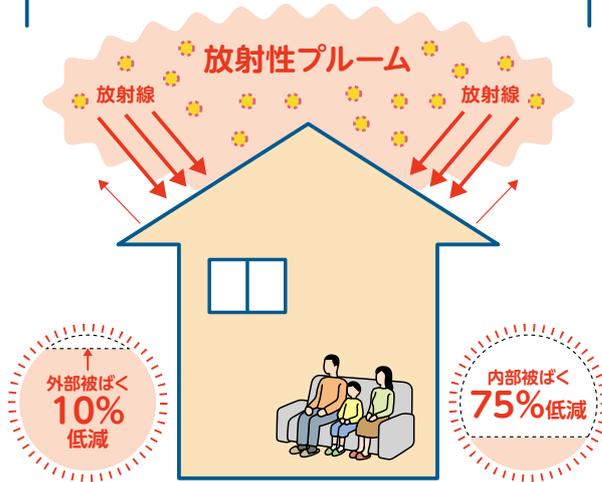
どうして「屋内退避」をするの？



➡ 万が一、放射性物質が放出した場合でも、「屋内退避」をすることで、被ばくが抑えられます。

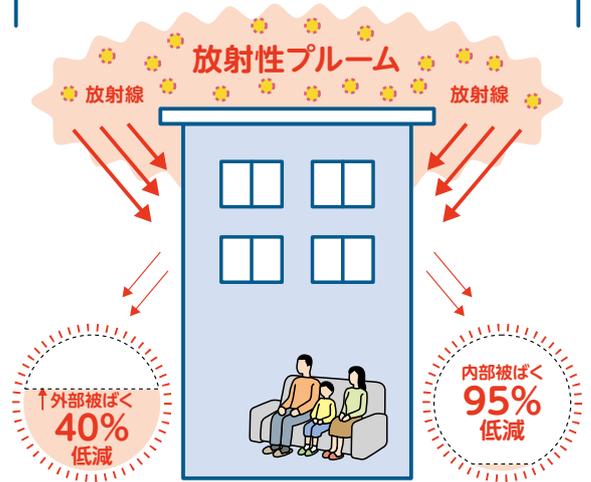
放射性プルーム通過中

木造家屋の場合



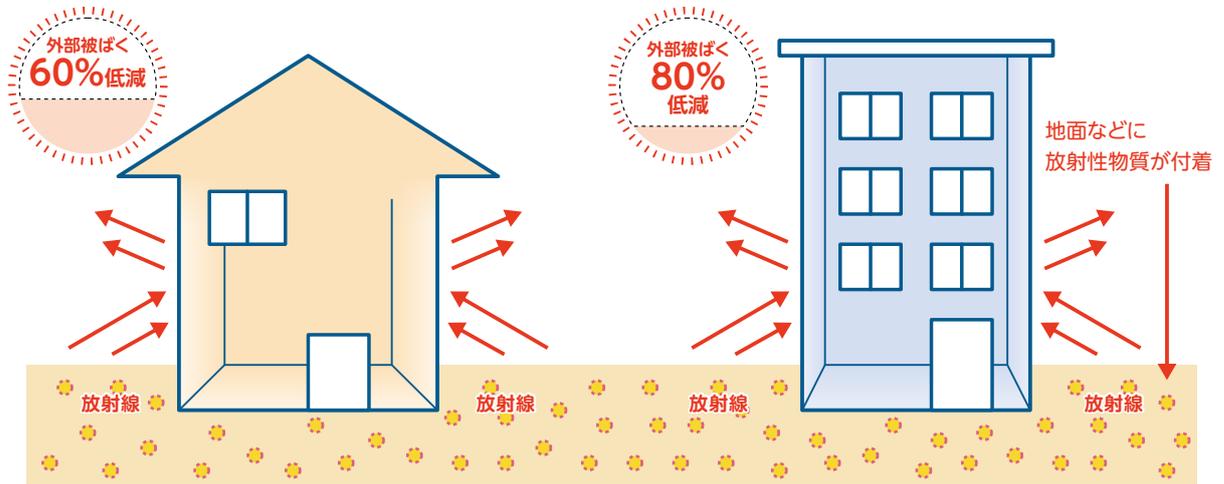
放射線(ガンマ線等)による外部被ばくを**10%低減**
放射性物質を吸うことによる内部被ばくを**75%低減**

コンクリートの建物の場合



放射線(ガンマ線等)による外部被ばくを**40%低減**
放射性物質を吸うことによる内部被ばくを**95%低減**

放射性プルーム通過後



地面等に落ちた放射性物質からの放射線による外部被ばくを**60%低減**

地面等に落ちた放射性物質からの放射線による外部被ばくを**80%低減**

出典：原子力規制委員会作成「緊急時被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」

屋内退避について

より詳しく知りたい方は、コチラ [内閣府HPへ](#)



7

「屋内退避」はどうすればいいの？



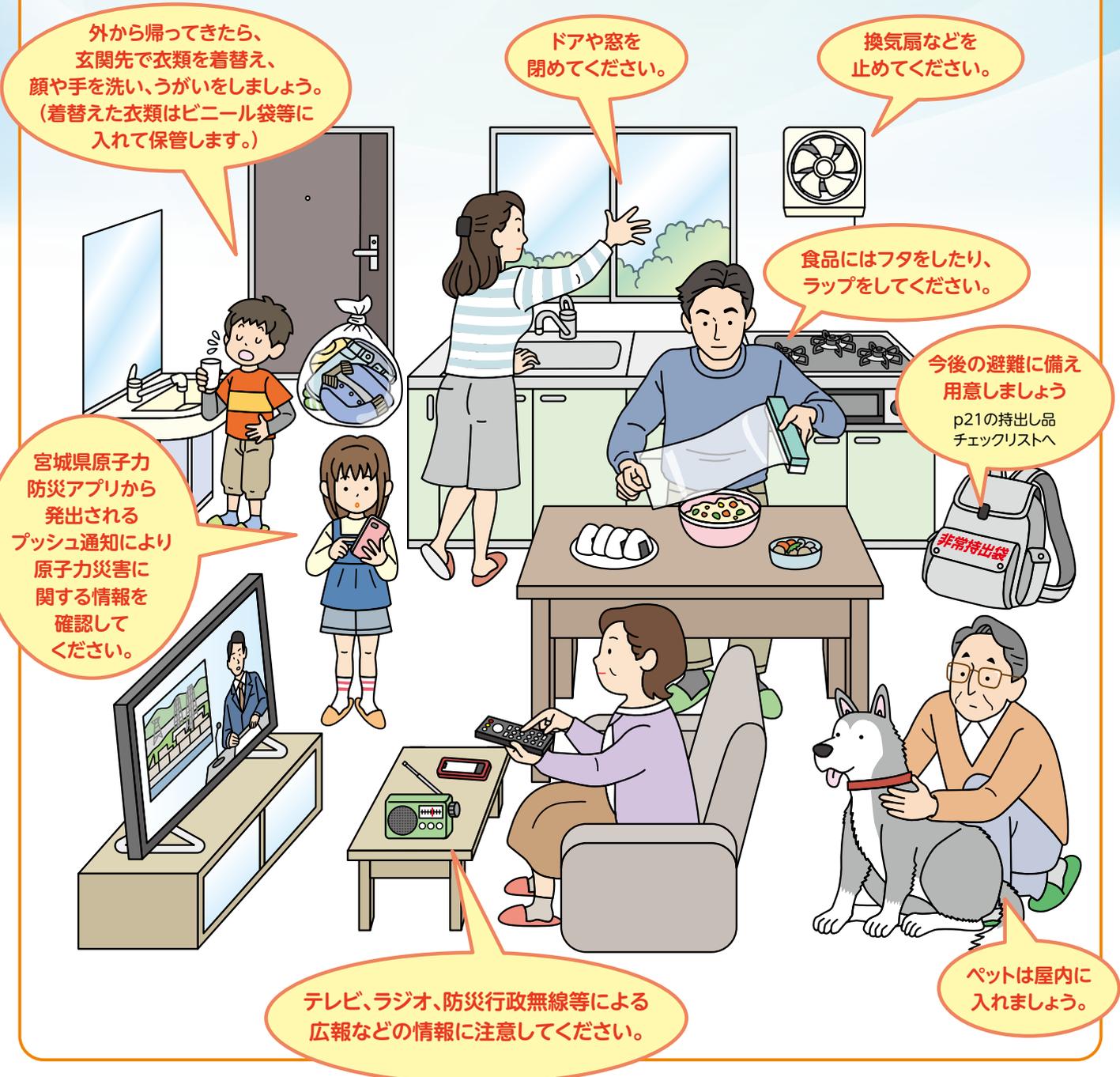
➡ 自宅や公共施設などの建物に入ってください。

効果的に実施するには？

- ドアや窓を閉めるなど、花粉対策と同じように放射性物質が室内に入ってくることを防ぐと、被ばくする量を少なくすることができます。
- 放射性プルーム(放射性物質が雲のようなかたまりとなったもの)が通過するときは、避難しようと屋外に出るよりも、屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。
- 気密性の高いコンクリート製の建物に屋内退避した場合、吸入による内部被ばくを屋外にいる場合の1/20程度に抑えることができます。

※外気を取り入れないタイプのアコンは屋内退避中でも使用できます。

「屋内退避」の指示が出された場合



8

「避難や一時移転」はどうすればいいの?



市町の指示や原子力防災アプリの通知に従って、避難退域時検査場所や避難所に向かいます。

避難前の行動は?

- 避難や一時移転の指示があった場合は、指示の内容を確認し、落ち着いて行動してください。
- 電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めてください。
- 忘れずに戸締まりをしてください。
- 原子力防災アプリのプッシュ通知により検査場所や避難所を確認する。



チェックリスト

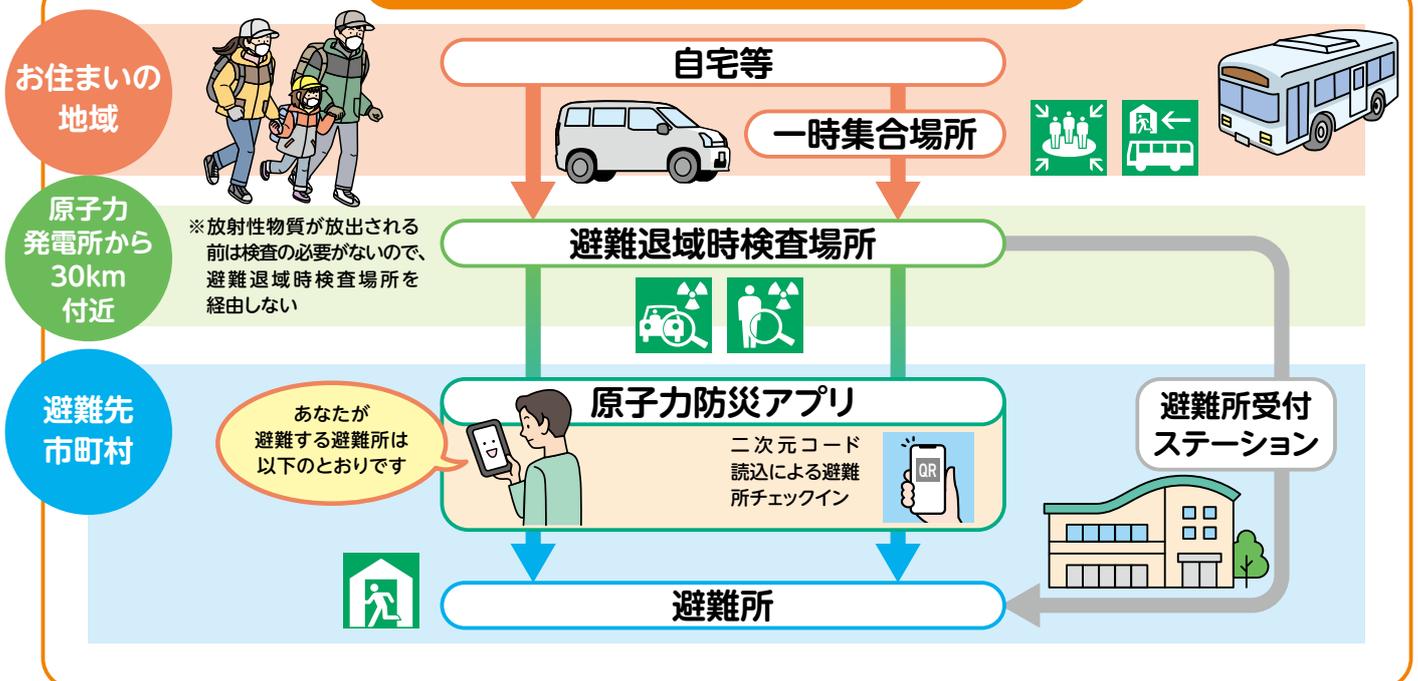
- 最新の情報を入手する
- 電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める
- 指示の内容に従い避難する
- 戸締まりをする

避難はどうすればいいの?

- **自家用車での避難が基本** となります。
災害時にすぐに給油できるとは限らないので、**常に避難できる程度のガソリン残量を確保** するよう心がけてください。
- 自家用車により移動できない場合は、一時集合場所に集合し、バス、船舶、ヘリコプター等により避難します（一時集合場所は、各市町が区域ごとに定めます）。
- 放射性物質が放出された後に避難する **UPZ** 内の住民の皆さんは、放射性物質の付着の状況を検査するために、避難の途中で「避難退域時検査場所」を経由します。避難退域時検査場所では検査済証が発行されます。避難所等で使用するため、なくさないようにしましょう。
- 避難先の市町村に着いたら「原子力防災アプリ」の通知に従い、避難所に移動します。



「避難や一時移転」の指示が出された場合



9

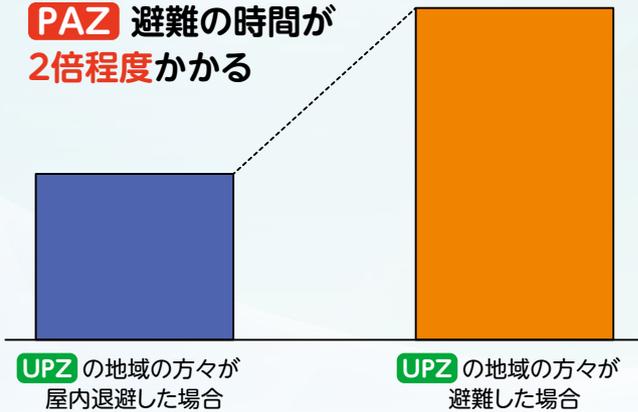
どうして「避難指示」の後に逃げるの?



➡ **UPZ** の地域の皆さんが屋内退避せず早期に移動すると、先に避難する **PAZ** (原子力発電所から概ね5km内) の地域の方々の避難時間が長くなってしまいます。

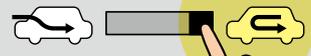
参考 県による避難時間推計の結果

PAZ 避難の時間が
2倍程度かかる



車のエアコンを
内気循環にする。

ポイント



避難するときは、放射性物質を車内に取り込まないように窓を閉めましょう。また、エアコンは使用を控えるか、内気循環に切り替えましょう。



参考

屋外滞在時内部被ばく線量に対する時速30kmで走行する車両内滞在時の7日間積算内部被ばく線量の相対比

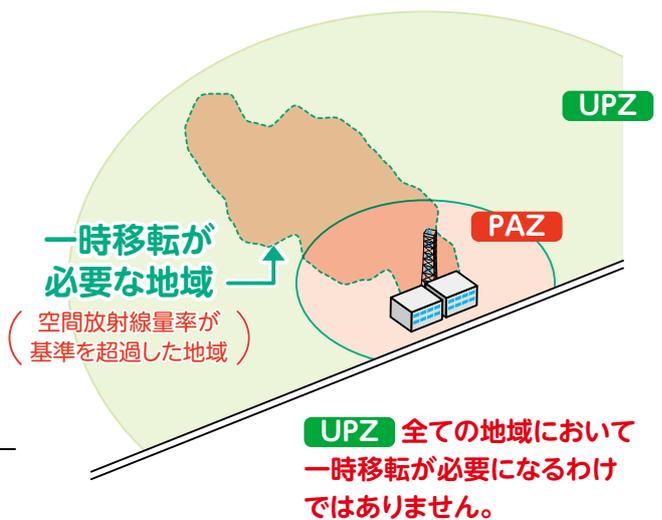
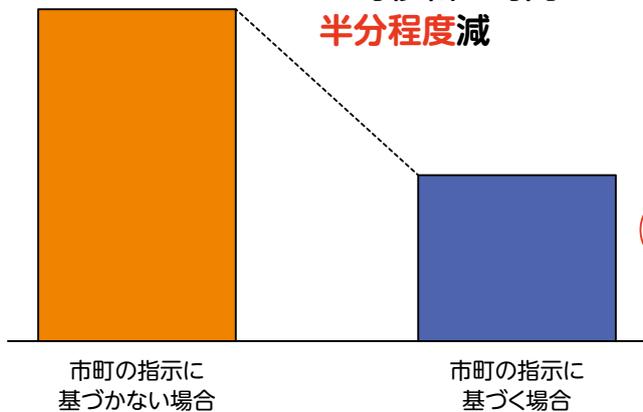
	内気循環	外気導入
コンパクトカー	0.61	0.81
ミニバン	0.55	0.78
軽自動車	0.65	0.73

出典: 原子力災害発生時の防護措置
-放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避-
(令和4年10月27日)内閣府(原子力防災担当)

➡ また、自主避難者が増えると、渋滞により避難対象者の避難時間が長くなるため、かえって不要な被ばくをする恐れがあります。

参考 県による避難時間推計の結果

一時移転の時間が
半分程度減



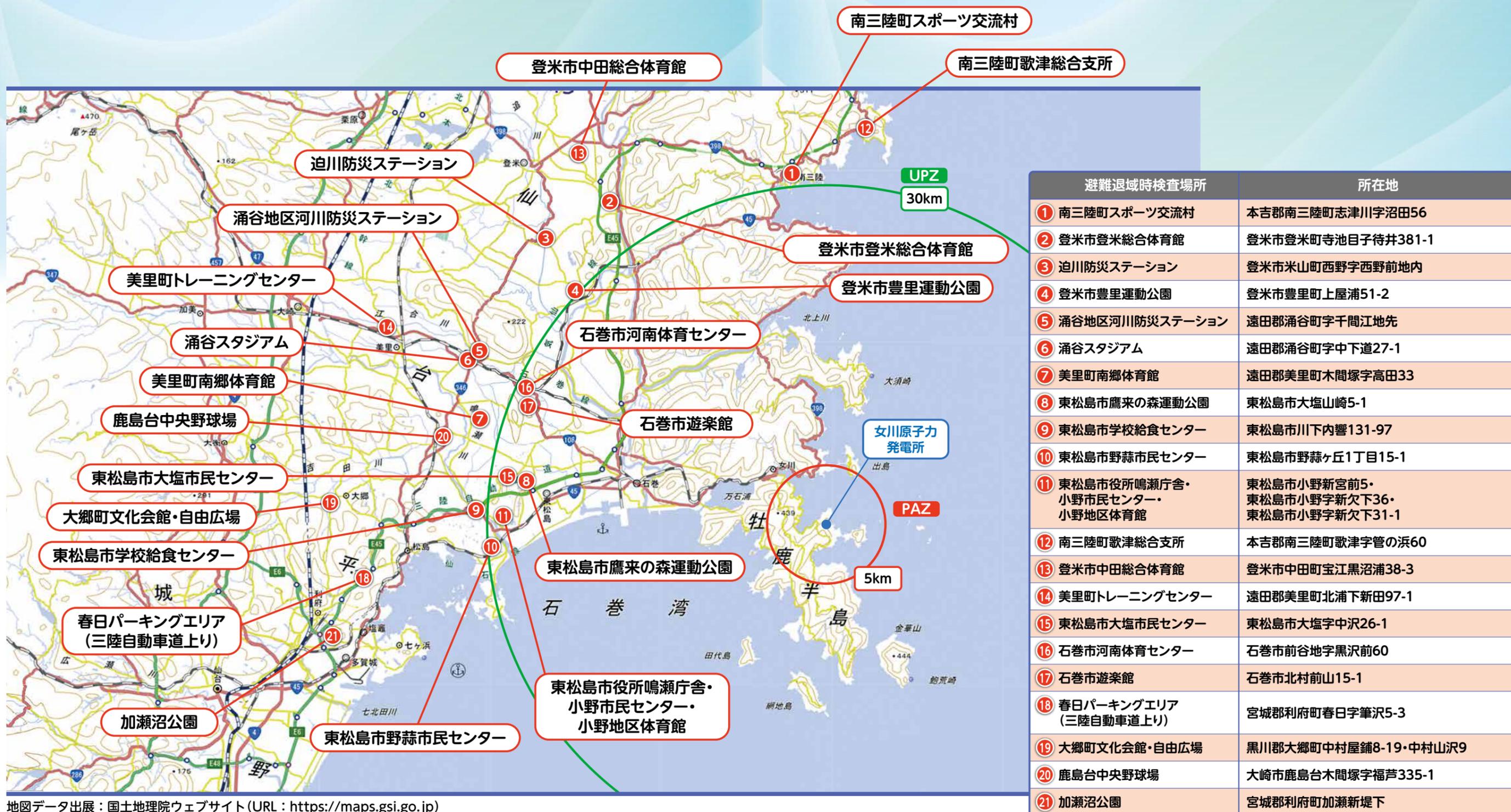
住民の皆さんに対して、原子力災害時における適切な避難行動の周知と理解促進を図るために行ったものです。

避難時間推計の結果は、コチラ [宮城県HPへ](#)



避難退域時検査場所候補地マップ

- 基準値を超過した地域に合わせて、必要な検査場所が開設されます。
- どの地域の方がどの検査場所を通るかは、各市町の避難計画で定めませんが、災害の状況に応じて変更されることもあります。
- 原子力災害時には、お住まいの自治体の指示に従い、避難してください。



避難退域時検査場所	所在地
① 南三陸町スポーツ交流村	本吉郡南三陸町志津川字沼田56
② 登米市登米総合体育館	登米市登米町寺池目子待井381-1
③ 迫川防災ステーション	登米市米山町西野字西野前地内
④ 登米市豊里運動公園	登米市豊里町上屋浦51-2
⑤ 涌谷地区河川防災ステーション	遠田郡涌谷町字千間江地先
⑥ 涌谷スタジアム	遠田郡涌谷町字中下道27-1
⑦ 美里町南郷体育館	遠田郡美里町木間塚字高田33
⑧ 東松島市鷹来の森運動公園	東松島市大塩山崎5-1
⑨ 東松島市学校給食センター	東松島市川下内響131-97
⑩ 東松島市野蒜市民センター	東松島市野蒜ヶ丘1丁目15-1
⑪ 東松島市役所鳴瀬庁舎・小野市民センター・小野地区体育館	東松島市小野新宮前5・東松島市小野字新欠下36・東松島市小野字新欠下31-1
⑫ 南三陸町歌津総合支所	本吉郡南三陸町歌津字管の浜60
⑬ 登米市中田総合体育館	登米市中田町宝江黒沼浦38-3
⑭ 美里町トレーニングセンター	遠田郡美里町北浦下新田97-1
⑮ 東松島市大塩市民センター	東松島市大塩字中沢26-1
⑯ 石巻市河南体育センター	石巻市前谷地字黒沢前60
⑰ 石巻市遊楽館	石巻市北村前山15-1
⑱ 春日パーキングエリア(三陸自動車道上り)	宮城県利府町春日字筆沢5-3
⑲ 大郷町文化会館・自由広場	黒川郡大郷町中村屋舗8-19・中村山沢9
⑳ 鹿島台中央野球場	大崎市鹿島台木間塚字福芦335-1
㉑ 加瀬沼公園	宮城県利府町加瀬新堤下

地図データ出展：国土地理院ウェブサイト(URL : <https://maps.gsi.go.jp>)

10 「避難退域時検査場所」ではどんなことをするの？

➡ 車や衣服などに放射性物質が付いていないかを調べます。



どんなことをするの？

- 避難所に向かう途中の、避難経路上に「避難退域時検査場所」を設置します。
- 避難退域時検査場所では、車や衣服などへの放射性物質の付着状態を検査します。
- 検査の結果、基準値を超えた場合は簡易除染※1を行います。
- 検査後に検査済証が渡されるので、確実に受け取りましょう。
(原子力防災アプリによる検査結果の電子交付により、要する時間が短縮されます。)



避難退域時検査場所での流れ

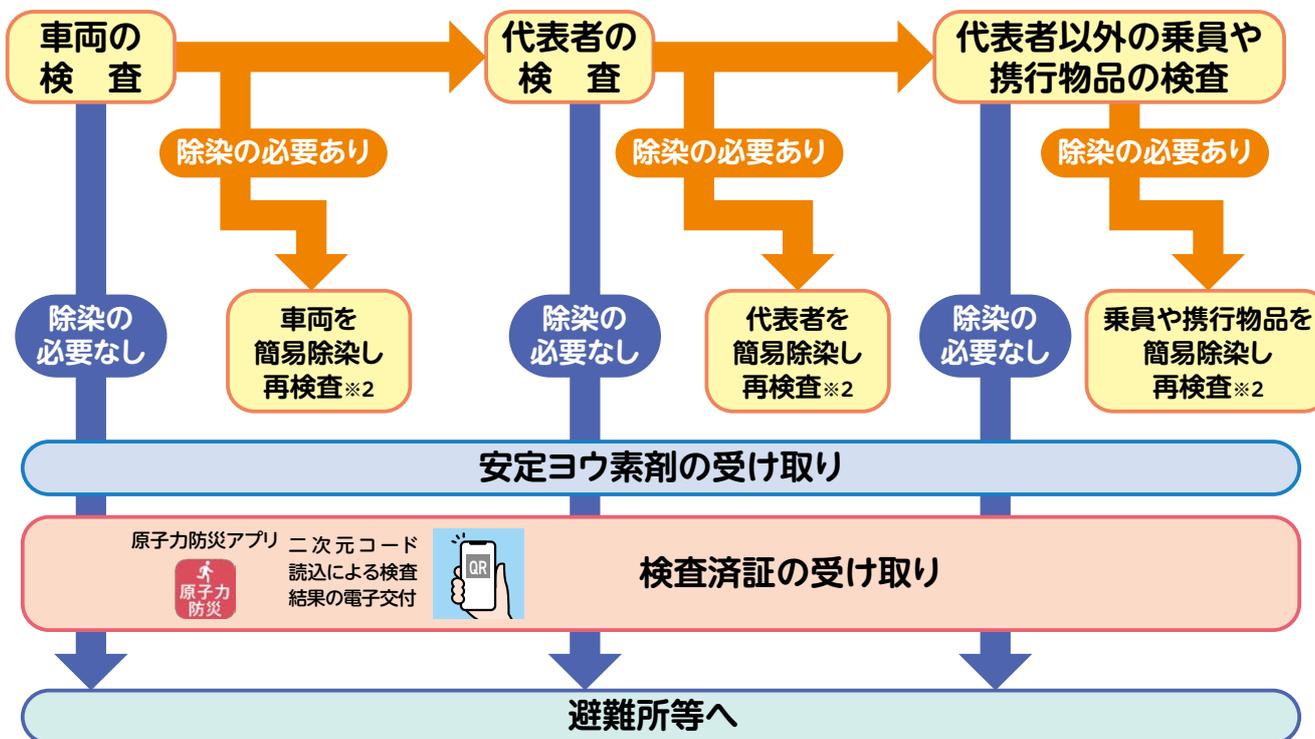


凡例：

- ➡ 基準値超過
- ➡ 基準値以下



↑放射線測定器 (サーベイメータ)



※2 簡易除染しても基準値以下にならなかった場合
 避難者：東北大学病院や仙台医療センターなどの専門の医療機関で除染を行います。
 車両や携行物品：検査場所で一時保管します。

11 安定ヨウ素剤ってなに？

➡ 放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防・低減するための医薬品です。避難や一時移転にあわせて服用する場合があります。



なぜ安定ヨウ素剤を飲むの？

- 原子力災害時には、放射性ヨウ素が大気中に放出されることがあります。
- 呼吸や飲食により放射性ヨウ素を摂取すると、甲状腺に集まり内部被ばくを起こし、その影響により甲状腺がん等を発症するリスクが上昇するといわれています。
- 放射性ではない安定ヨウ素剤を服用することで、甲状腺の内部被ばくを防ぐことができます。
- 安定ヨウ素剤は、効果のある時間が限られているため、避難や一時移転の指示にあわせて出される**服用指示にしたがい、適切なタイミングで服用**することが重要です。



• 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素以外の放射性物質には全く効果がありません。服用後も、必ず避難・一時移転などの防護措置は継続してください。

安定ヨウ素剤の服用について

- 服用の指示は、国、県又は市町が行います。
- 服用量は必ず守ってください。(多く飲んでも効果は上がりません)
- 特別な指示がない限り、複数回服用しないでください。



丸剤



ゼリー剤

1 回 服 用 量	対象者		服用量	
	丸 剤	13歳以上	丸 剤	2丸
		3歳以上13歳未満		1丸
	ゼリー剤	生後1か月から3歳未満	ゼリー剤	32.5mg 1包
新生児		16.3mg 1包		

服用にあたっての注意

- 安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴がある方は服用することができません。
- 妊娠している方が服用した場合や新生児に服用させた場合には、医師や薬剤師にご相談ください。
- まれに発疹や吐き気、嘔吐、胃痛、下痢などの症状がでることがあります。症状がひどい場合は、医師にご相談ください。

安定ヨウ素剤の配布方法

- **PAZ** **準PAZ** にお住まいの方
 - 県、市町が開催する事前配布会等で事前に配布しますので、必ずご参加ください。
 - 事前配布の対象は、40歳未満の方、妊婦、授乳婦、お子さんを望まれている女性となりますが、40歳以上であつても希望される方には事前に配布します。
 - 事前配布された安定ヨウ素剤を紛失した方や事前配布されていない方などには、避難等にあわせて、市町が指定する一時集合場所で配布します。
- **UPZ** にお住まいの方
 - 服用が必要になった場合、避難や一時移転にあわせて一時集合場所及び避難退域時検査場所で配布します。

12 「原子力防災アプリ」ってなに?



ダウンロードは
こちらから!



アプリ導入方法は
こちらから!



宮城県原子力防災アプリについて

原子力災害時の避難を支援するスマートフォン向けアプリです。
デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」のアイコンからお使いいただけます。

ご用意いただくもの(3点)

- ①スマートフォン
(マイナンバーカード読み込み対応のもの)
- ②マイナンバーカード
- ③マイナンバーカードの暗証番号



ポケット
サイン



原子力防
災
原子力防
災
アイコン

ご注意! ご利用いただくには「原子力防災アイコン」から **規約等への同意ボタンをタップしてください。**

機能のご紹介

1. 原子力災害発生時、
登録された
ご住所に応じた
避難所などの情報を
臨機応変に
お知らせ



スマホに
お知らせが届きます

避難の開始について
女川原子力発電所の事故により、以下の地区に避難指示が出されました。あなたが避難する避難所は以下の通りです

名称:【避難所】〇〇体育館
所在:宮城県〇〇市〇〇字
〇〇
地図URL: <https://maps.app.goo.gl/CT8C1Wjv1gGcTJHfA>

地図もお知らせします

2. 避難所到着後、
お名前などの記入が不要な**簡単受付**



二次元コード
読み取りをタップ
避難所に掲示されている
二次元コードを枠内に映す

手続き完了
(スマホ画面に表示)

3. 検査場所での
検査済証を
アプリに交付

検査済み証

通過した検査場所
【検査場所】〇〇運動公園
通過した時刻
2023年9月28日 20:59

従来の検査済証(紙)の携帯が不要になります。
*検査場所内で提示される二次元コードを読み込んでください。

事前にご家族を登録いただくと「同行者を追加する」ボタンからご家族の受付もまとめて完了できます。(登録方法は17ページをご覧ください。)

アプリ画面のご説明

このアプリは、
災害時に使う機能
災害に備える機能を備えています。



災害時に使う

二次元コードの読み取り

災害時に避難所などの
二次元コードを読み込むだけで
正確かつ迅速な登録ができます



避難状況の登録

どのような避難
状況にあるかを
登録できます

家族などの
避難状況も
同行者として
まとめて登録できます



災害に備える

アレルギーの登録



主要なアレルギーから
選択できます



該当する項目がない場合は、自分でアレルギー情報の編集・追加も可能です

家族の登録



マイナンバーカード
などでご家族を登録
することができます
登録した情報は、避難状況
の管理等に使用されます

じぶんの避難所

自治体が登録した
避難所などが
表示されます
詳細から施設の地図
を見ることができます

13 ⑬ どこで情報が見られるの？

➡ 自治体のホームページ等で情報を入手することができます。

情報の収集方法は？

- 原子力災害が発生した場合、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオなどで、現在の状況や今後の必要な対応などについてお知らせします。
- お住まいの自治体の以下の情報入手先について、平常時に確認や登録などを済ませておきましょう。

各自治体での情報提供方法

●原子力関係

HP ホームページ

↳ 原子力安全対策課トップページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/>



HP ホームページ

↳ みやぎ原子力情報ステーション

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>



HP ホームページ

↳ 宮城県防災情報ポータル

<https://miyagi-bousai.my.salesforce-sites.com/>



●防災関係

HP ブログ

↳ 防災・危機管理ブログ

<https://plaza.rakuten.co.jp/bousaimiyagi/>



X (旧Twitter)

↳ 宮城県防災アカウント @miyagi_bosai

宮城県

HP ホームページ

↳ 防災関係

https://www.town.onagawa.miyagi.jp/05_03.html



X (旧Twitter)

↳ 女川町公式アカウント @TownOnagawa

女川町

HP ホームページ

↳ トップページ

<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/index.html>

メール配信サービス

↳ 災害情報メール

※配信元: is-news@my.e-msg.jp

<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10106000/6851/6851.html>

HP Facebook

↳ 石巻市役所【災害・防災・減災情報】アカウント @IshiSaigai



X(旧Twitter)

↳ 石巻市役所【災害・防災・減災情報】アカウント @IshiSaigai

HP ホームページ

↳ トップページ

<https://www.city.tome.miyagi.jp>

LINE

↳ 登米市公式アカウント @tomecity

<https://www.city.tome.miyagi.jp/koshitu/shisejoho/kohokocho/shikoushikiline.html>

メール配信サービス

↳ 災害情報メール

<https://plus.sugumail.com/usr/tome/home>

HP ホームページ

↳ トップページ

<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>

メール配信サービス

↳ 災害情報メール

※登録用アドレス: t-higashimatsushima@sg-p.jp
配信元: info@hm-mail.jp<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kurashi/ansen-anshin/bosai-saigai/saigainisonaete/mailemail.html>

各自治体での情報提供方法

涌谷町

HP ホームページ
↳ トップページ

<https://www.town.wakuya.miyagi.jp/>



メール配信サービス
↳ 涌谷町すぐメール

<https://www.town.wakuya.miyagi.jp/kurashi/bosai/bosai/musen.html>



美里町

HP ホームページ
↳ トップページ

<https://www.town.misato.miyagi.jp>



南三陸町

HP ホームページ
↳ 原子力災害対策

<https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/30,0,106,html>



HP ホームページ
↳ 防災

<https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/30,html>



メール配信サービス
↳ 災害情報メール

<https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/7,203,47,html>



Facebook
↳ 南三陸町公式アカウント @town.minamisanriku



持出し品チェックリスト

自然災害への備えと同じですので、日頃から準備しておきましょう!

<input checked="" type="checkbox"/> 貴重品  現金・印鑑・健康保険証など	<input checked="" type="checkbox"/> 食料  飲料水・非常食	<input checked="" type="checkbox"/> 応急医薬品  常備薬・お薬手帳 バンソウコウなど	<input checked="" type="checkbox"/> 事前配布された安定ヨウ素剤  ※PAZ・準PAZにお住まいの方	<input checked="" type="checkbox"/> 衣類など  着替え・タオル・生理用品など	<input checked="" type="checkbox"/> 乳児用品  紙オムツ・粉ミルク ほ乳びんなど
<input checked="" type="checkbox"/> 携帯ラジオ・懐中電灯  乾電池も忘れずに!	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話  充電器も忘れずに!	<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活に欠かせないもの  眼鏡・電池・入れ歯・補聴器など	<input checked="" type="checkbox"/> 避難時などに使用するもの  リュック・スリッパ・外衣・ハンカチ・マスク・帽子・雨具など		

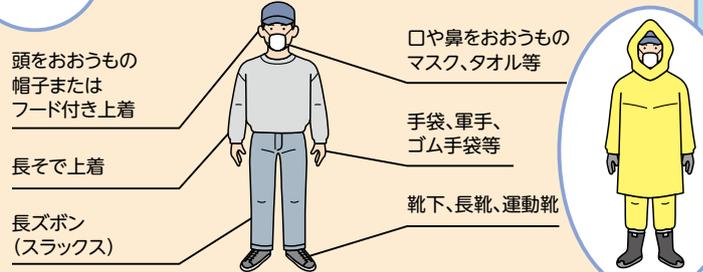
燃料にも備えを

避難や移動などに自動車を使わなければならない時、「次にいつ給油できるのか」がわからない状況に遭遇する可能性があります。
 平時より燃料に余裕を持たせ、常に避難できる程度の残量を確保するように心がけてください。



避難時の服装

避難するときには、以下のような、できるだけ直接肌を出さない服装を心がけましょう。



※レインコート等でも可

わたしの避難先

●一時集合場所: _____

●避難退域時検査場所: _____

●避難先: _____

家族の連絡先

氏名	携帯番号	氏名	携帯番号
勤務先(学校等)	電話番号	勤務先(学校等)	電話番号
氏名	携帯番号	氏名	携帯番号
勤務先(学校等)	電話番号	勤務先(学校等)	電話番号

災害時には電話がかかりにくい状態になります。

災害用伝言ダイヤル

171 を利用しましょう

使い方

171
に電話する

ガイダンスに従い伝言を録音する時は

1

(0000)□□-□□□□

→ 伝言を吹き込む

(自宅の番号または、連絡を取りたい相手の番号を市外局番から入力)
 (携帯電話の電話番号は登録番号として利用できません)

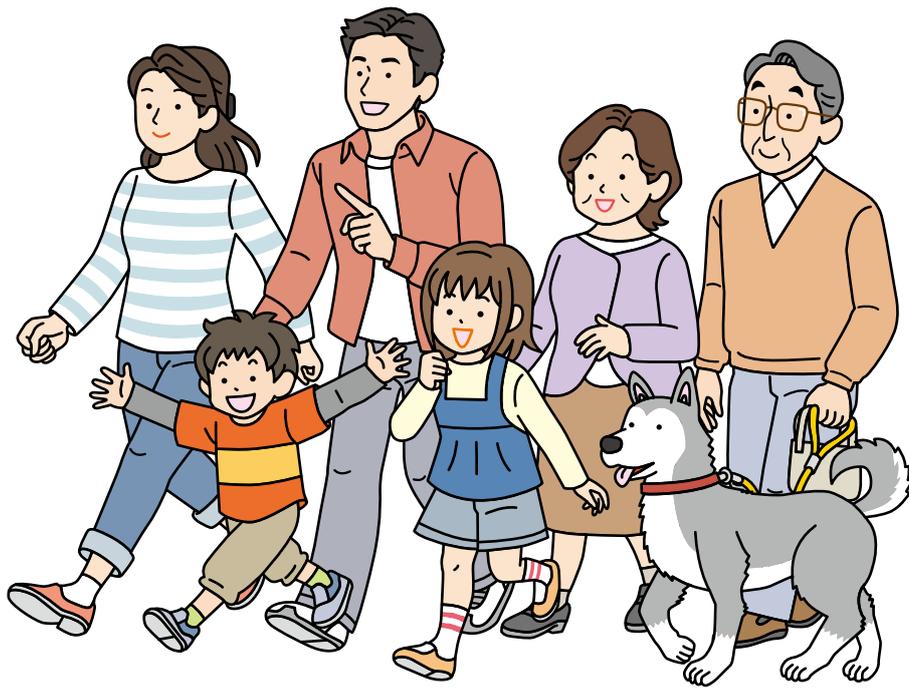
伝言を再生する時は

2

(0000)□□-□□□□

→ 伝言を聞く

※このほかにも各種通信事業者が提供する災害用伝言サービスがあります。各社にお問い合わせください。



お問い合わせ先

宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課	電話 022-211-2341
女川町企画課	電話 0225-54-3131 (代)
石巻市総務部危機対策課	電話 0225-95-1111 (代)
登米市総務部防災危機対策室	電話 0220-23-7393
東松島市総務部防災課	電話 0225-82-1111 (代)
涌谷町総務課	電話 0229-43-2111 (代)
美里町防災管財課	電話 0229-33-2142
南三陸町総務課	電話 0226-46-1376

発行／編集

宮城県 復興・危機管理部 原子力安全対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

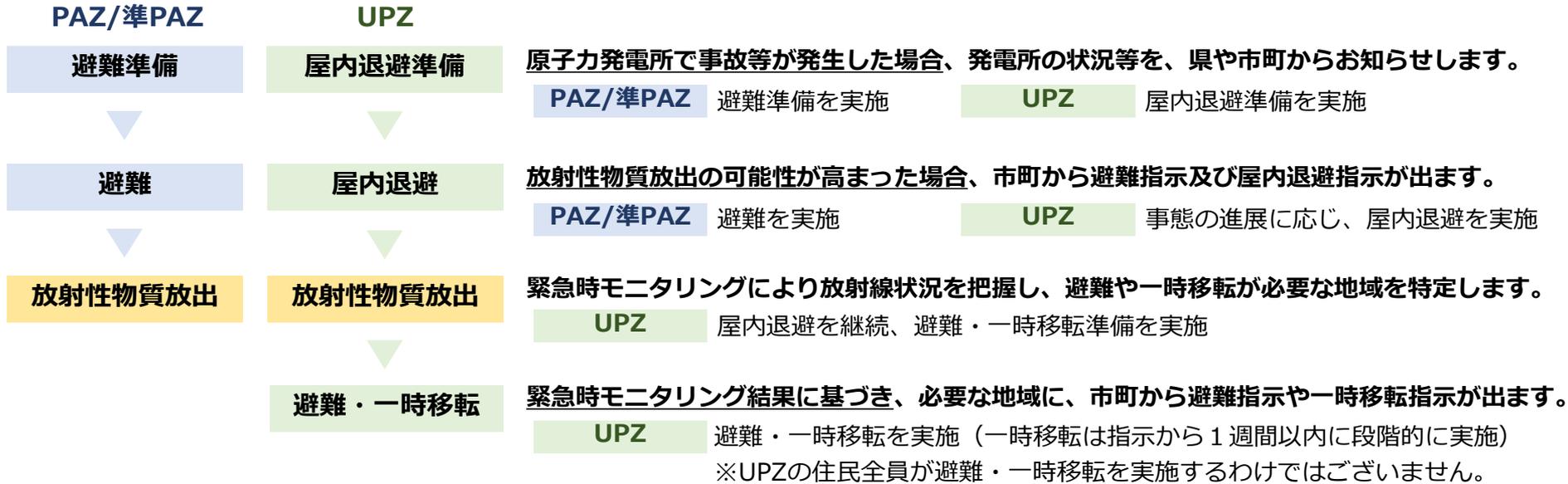
グリーン購入法に適合した紙を使用しています



原子力災害時の社会福祉施設等の避難・一時移転について（入所施設）

1 事故等発生後の行動

▷ 事故等により必ず放射性物質が放出されるわけではないため、正確な情報に基づき、市町の指示に従って行動してください。



2 避難・一時移転の流れ

▷ 各施設の避難計画に基づき行動すると共に、市町や県に必要な支援を要請してください。

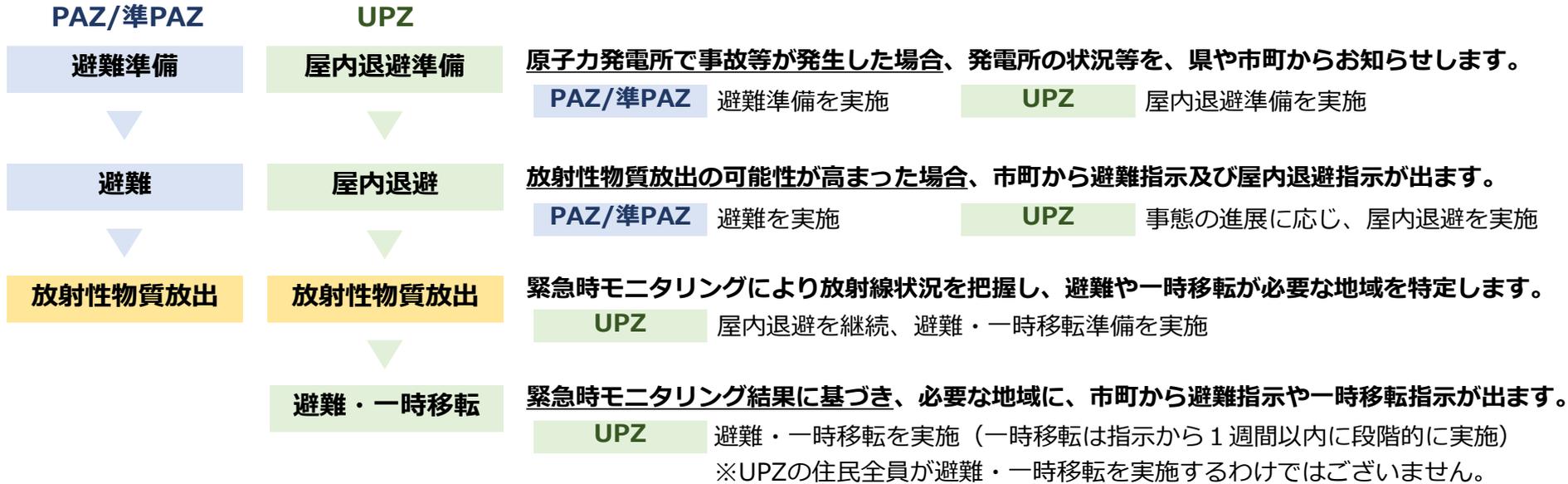
▷ UPZ内からの一時移転については、市町の指示から1週間以内に、避難退域時検査場所を経由して移動してください。



原子力災害時の社会福祉施設等の避難・一時移転について（通所施設）

1 事故等発生後の行動

▷ 事故等により必ず放射性物質が放出されるわけではないため、正確な情報に基づき、市町の指示に従って行動してください。



2 避難・一時移転の流れ

▷ 各施設の避難計画に基づき利用者の引き渡しを行うと共に、市町や県に必要な支援を要請してください。

▷ UPZ内からの一時移転については、市町の指示から1週間以内に、避難退域時検査場所を経由して移動してください。



避難計画について

- 多くの施設の皆様に、既にご対応いただいているところですが、避難計画の策定と、施設利用者の受入れに関する災害協定の締結につきまして、引き続きご対応いただきますよう、お願いいたします。
- 避難計画の策定状況や協定の締結状況について、毎年、県障害福祉課からアンケート調査をお願いしておりますので、調査の際には、ご協力をお願いいたします。

参考：県ホームページ

「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画作成例等」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/sakuseirei.html#a03>

参考 原子力防災関連動画

- 内閣府「！サクッと解説！原子力防災」（動画）

https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kaisetsu/kaisetsu.html



- 内閣府「令和5年度原子力総合防災訓練」

https://wwwc.cao.go.jp/lib_016/r5sougou_jpn.html



- 宮城県公式動画チャンネル（YouTube）
「避難退域時検査場所における検査等の内容について」

https://www.youtube.com/watch?v=V8_jFI3SvI0



補足資料

緊急事態の進展に応じた住民避難の開始タイミングの概要

原子力災害時には、緊急事態の進展に応じ、段階的避難等を実施する。

事態の進展

緊急事態区分	PAZ (5km圏内) ※1		UPZ (5~30km圏内)
	施設敷地緊急事態要避難者※2	一般住民	
警戒事態 ①	避難準備		
施設敷地緊急事態 ②	避難 	避難準備	屋内退避の準備
全面緊急事態 ③		避難 	屋内退避 (避難・一時移転の準備)
全面緊急事態 ④			※全住民が一斉に避難を行うわけではなく、放射線量の実測値に基づき避難・一時移転区域を特定
OIL			原子力災害時に支援をする民間の防災業務関係者のうち、住民輸送を担う運転業者の被ばく線量は、1mSvを目安値として輸送活動を実施する。 
避難の目処	(放射性物質放出前に) 即時避難		

※1：PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域も含む。

※2：施設敷地緊急事態要避難者とは、

- 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者）。具体的には、高齢者、障害者、在宅医療者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等。
- 安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

①住民防護活動時の防護措置（警戒事態）



①警戒事態

②施設敷地緊急事態

③全面緊急事態 (放射性物質放出前)

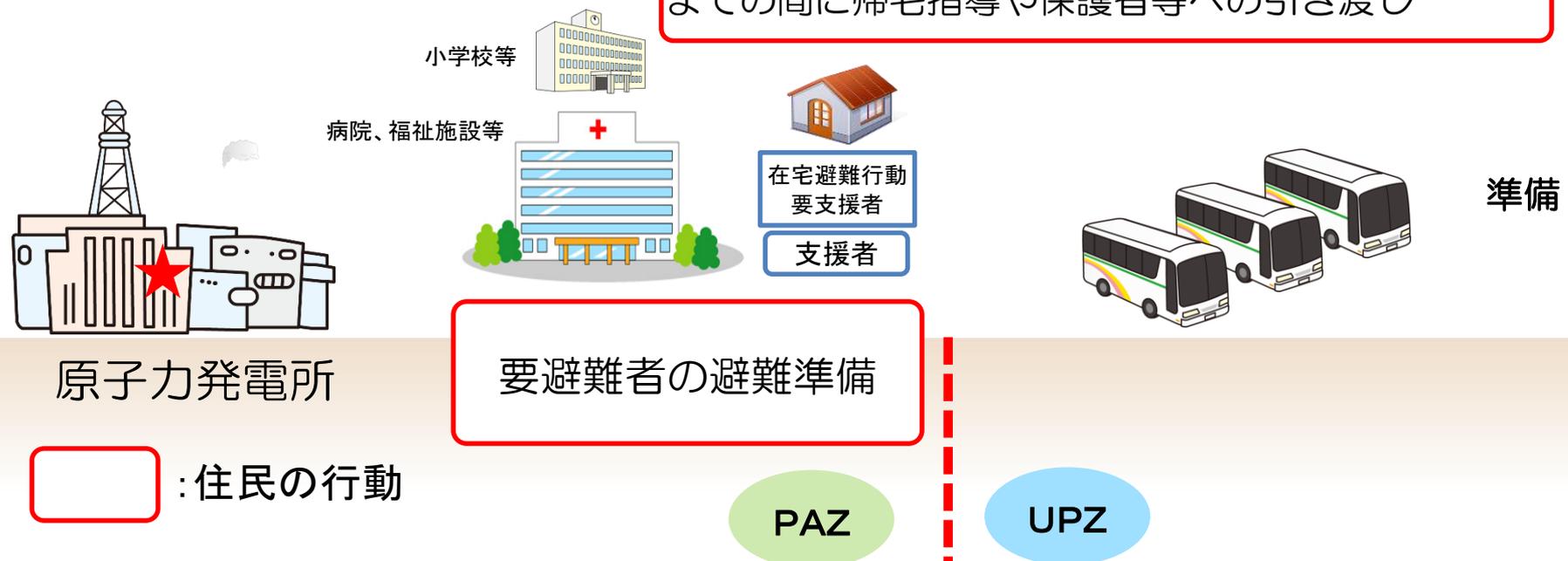
④全面緊急事態 (放射性物質放出後)

【環境状態】
公衆への放射線による影響のおそれがない状態

【PAZ】

- 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備
(宮城県、女川町または石巻市は、関係者と調整しバスの配車や資機材の準備を開始)

学校、福祉施設等：警戒事態から施設敷地緊急事態までの間に帰宅指導や保護者等への引き渡し



原子力発電所

小学校等

病院、福祉施設等

在宅避難行動
要支援者

支援者

要避難者の避難準備



準備

:住民の行動

PAZ

UPZ

②住民防護活動時の防護措置（施設敷地緊急事態）

①警戒事態

②施設敷地緊急事態

③全面緊急事態
(放射性物質放出前)

④全面緊急事態
(放射性物質放出後)

【環境状態】

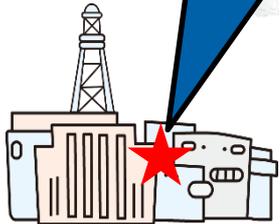
放射線による影響はないが、避難等の防護措置の準備を行う状態

【PAZ】

施設敷地緊急事態要避難者の避難対応

- ① 学校、保育所等の児童等
(引き渡してできなかった児童等)
- ② 医療機関及び社会福祉施設の入所者
- ③ 在宅の避難行動要支援者
- ④ 観光客等の一時滞在者 等

施設敷地緊急事態



原子力発電所



女川町と石巻市（陸路）（海路）



避難先

- ・栗原市
- ・大崎市

UPZ外

要避難者の避難実施

屋内退避 準備

□ : 住民の行動

安定ヨウ素剤の携行

PAZ

UPZ

③住民防護活動時の防護措置（全面緊急事態:放射性物質放出前）



①警戒事態

②施設敷地緊急事態

③全面緊急事態
(放射性物質放出前)

④全面緊急事態
(放射性物質放出後)

【環境状態】
・放射線による影響をもたらす可能性が高い状態

【PAZ】
・一般住民の避難
【UPZ】
・屋内退避（避難・一時移転の準備）

全面緊急事態
(放出前)



原子力発電所



女川町と石巻市のPAZ（陸路）（海路）

避難先
・栗原市
・大崎市



一般住民の避難

安定ヨウ素剤
服用準備

屋内退避

UPZ
外

□ : 住民の行動

安定ヨウ素剤
服用

PAZ

UPZ

一時移転等の準備

④住民防護活動の実際（全面緊急事態:放射性物質放出後）



【環境状態】
放射性物質放出後、プルーム通過

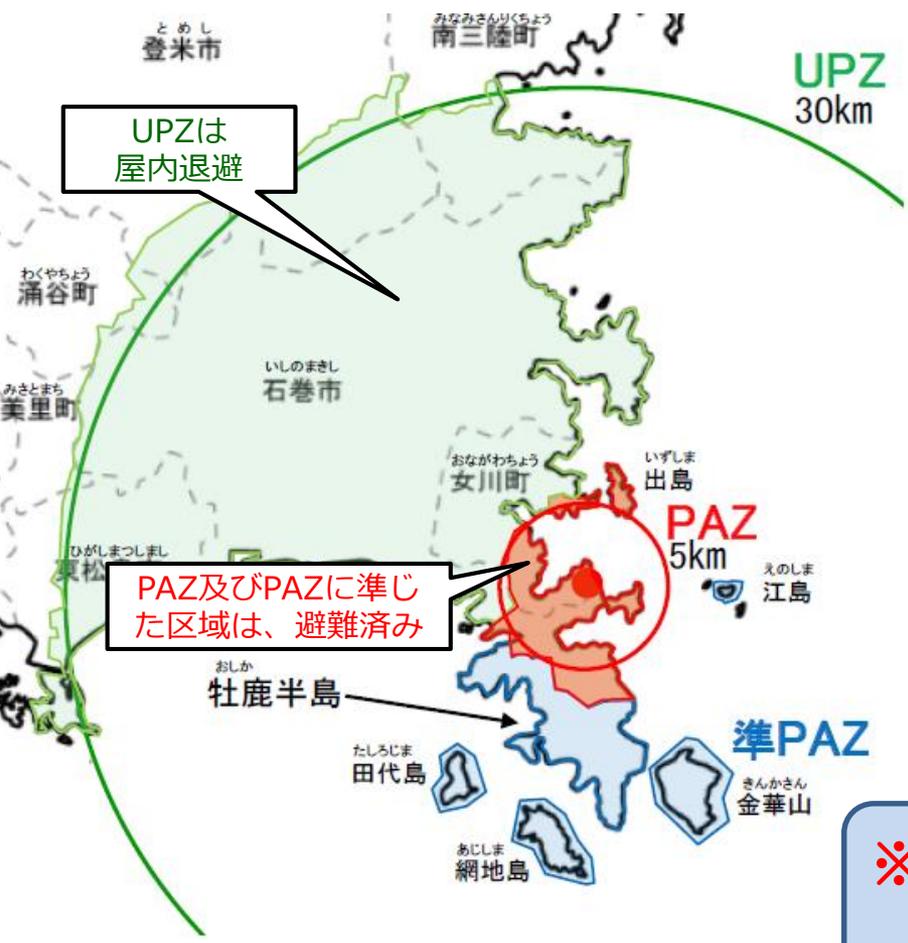
【UPZ】
・住民は屋内退避



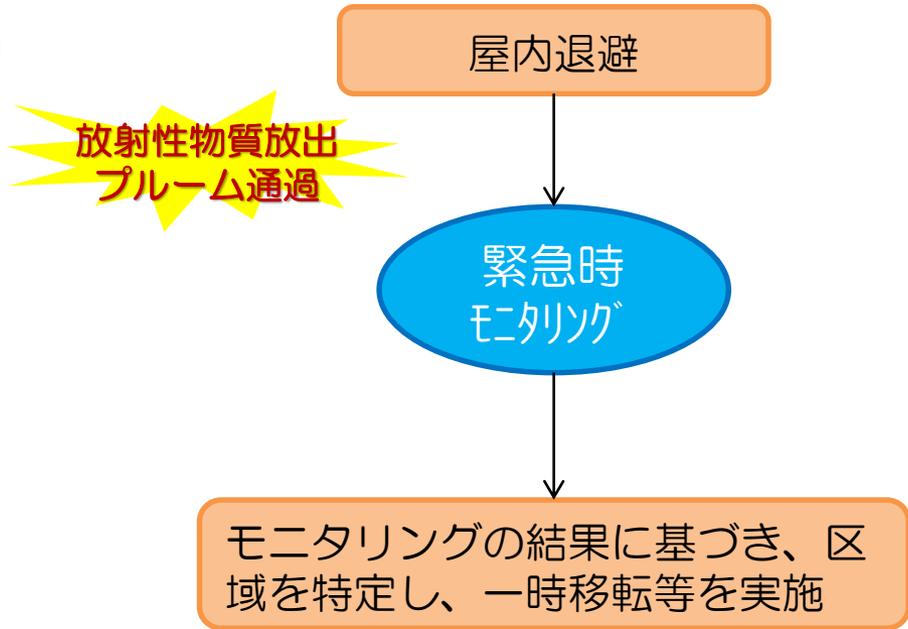
□ : 住民の行動



2.5 住民防護活動時の防護措置（全面緊急事態:放射性物質放出後）



UPZの防護措置の基本的な流れ



※原子力災害時、UPZの住民全員が一斉に避難するわけではない。

※地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

2.6 住民防護活動時の防護措置（全面緊急事態:放射性物質放出後）



【環境状態】
 プルーム通過後（放射性物質の沈着後、追加的な放出がない状態）、モニタリングの結果に基づき、一時移転等を実施。

【UPZ】（一時移転等の指示が出た区域）

- ①自家用車での避難が基本
- ②バス等で避難する場合は一時集合場所に集合
- ③避難退域時検査等場所を通過し、避難先へ
- ④避難所受付ステーションで指示を受け避難所に移動



 : 住民の行動

指示があれば
安定ヨウ素剤服用



PAZ

UPZ

一時移転



避難退域時検査等場所



避難先
 (避難所受付ステーション)

※避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能



UPZ外

<電子メール施行>

障 号 外
令和7年5月22日

関係各施設の長 殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和6年度宮城県原子力防災訓練アンケート結果について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和7年2月上旬の宮城県原子力防災訓練後に実施したアンケートに御協力いただき誠にありがとうございました。アンケート結果を取りまとめましたので、別添のとおり送付させていただきます。各施設におかれましては、引き続き定期的な訓練の実施や関係施設間での交流促進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、自然災害との複合災害への備えについては、今後好事例の横展開等を検討しております。当課といたしましては皆様からの貴重な御意見をもとに、今後も訓練内容の充実に取り組んでまいりますので、引き続き御理解、御協力をお願いいたします。

担 当	宮城県保健福祉部障害福祉課 運営指導班
電 話	022-211-2558
ファクシミリ	022-211-2597
電子メール	syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp

令和6年度原子力防災訓練 アンケート結果 (社会福祉施設関係)

宮城県保健福祉部

【入所施設：避難元 1 / 5】

アンケート回答数

	高齢者施設	障害者施設
UPZ内施設数	76	71
アンケート回答数	76 (100%)	56 (78.9%)

1 訓練の参加状況について

●今回参加した訓練を選択してください（複数選択）

	高齢者施設	障害者施設	合計
①施設間の情報連絡訓練 (必須)	73 (96.1%)	50 (89.3%)	123 (93.2%)
②要配慮者避難訓練 (任意)	2 (2.6%)	2 (3.6%)	4 (3.0%)
③行政との情報連絡訓練 (任意)	12 (15.8%)	10 (17.9%)	22 (16.7%)
④不参加	1 (1.3%)	6 (10.7%)	7 (5.3%)
※不参加の理由	◆他の施設との提携先が決まっていないため。		

【入所施設：避難元 2 / 5】

●原子力防災訓練の回数（年間）

	高齢者施設	障害者施設	合計
年 0 回	2 (2.6%)	3 (5.4%)	5 (3.8%)
年 1 回	65 (85.5%)	44 (78.6%)	109 (82.6%)
年 2 回	8 (10.5%)	7 (12.5%)	15 (11.4%)
年 3 回	0	2 (3.6%)	2 (1.5%)
年 4 回以上	1 (1.3%)	0	1 (0.8%)
※年 0 回の理由	<p>◆県が企画する訓練がいつあるかわからないため、また調べた際に見つけられなかったため。</p> <p>◆担当者がR6.4月入社でそれから現在までは行えてない。今後は積極的に参加していきたい。</p>		
※その他、訓練に関する意見等	<p>◆車椅子の方や歩行不安定の方が、年々増えてきているので、有事の際の車の乗り降りにかかなりの時間がかかってしまうと今回の訓練で実感した。</p> <p>◆訓練日の連絡がもう少し早くほしい。相手の施設様の予定もあるので調整の時間が欲しい。</p> <p>◆今回、訓練に参加した感想として、訓練でさえ対応に困惑した部分があり、今後、石巻市や女川町での原子力災害訓練等にも参加し、情報を取っていきたい。</p>		

【入所施設：避難元 3 / 5】

3 施設間における平時からの備えについて

●施設間の交流状況を教えてください（複数選択）

	高齢者施設	障害者施設	合計
①避難先施設の担当窓口を把握している	72 (94.7%)	44 (78.6%)	116 (87.9%)
②避難先施設の担当窓口と定期的な連絡を行っている	54 (71.1%)	45 (80.4%)	99 (75.0%)
③避難先施設までの避難ルートを実際に通行したことがある	29 (38.2%)	41 (73.2%)	70 (53.0%)
④避難先施設を見学したことがある	29 (38.2%)	41 (73.2%)	70 (53.0%)
⑤避難先施設と避難時を想定した手順等について確認したことがある	11 (14.5%)	31 (55.4%)	42 (31.8%)
※施設間交流促進に向けた課題や意見等	<p>◆管理者間での交流はあり得るが、訓練の都度、訓練担当者が変わる場合もあるので、電話連絡かルート確認時の挨拶程度が今の現状だが、交流の場があっても良い。</p> <p>◆なかなか施設間で交流する機会がなく訓練の時だけ連絡している状況にある。</p> <p>◆同じ会社なので交流は出来ていると思う。</p> <p>◆訓練時の定期連絡だけでは、担当や管理者の変更もある。実際にルート確認も時間や日程調整は難しい。</p> <p>◆訓練等を通じて避難先の施設様と連絡を取り合っていますが、日頃よりお付き合いのある施設様とは、情報共有も多くありますが、普段あまり接点のない施設様とは、訓練の前後に連絡を取らせて頂いている程度です。実際に避難先施設様のところまで行ってみる、その際に顔を合わせてご挨拶するなど、交流促進に向けての工夫をしていきたいと考えています。</p>		

4 自然災害との複合災害への備えについて

- 原子力災害は、地震等の自然災害と同時に発生することも想定されますが、既存の「原子力災害時避難計画」は、他の自然災害に対する防災対策（計画等）と連動するなど、複合災害に対処することができるものとなっていますか。

	高齢者施設	障害者施設	合計
①対処できるものとなっている	10 (13.2%)	9 (16.1%)	19 (14.4%)
②どちらかと言えば、対処できるものになっている	45 (59.2%)	42 (75.0%)	87 (65.9%)
※対処できている理由等	<ul style="list-style-type: none"> ◆停電時を想定して非常用電源を確保している。 ◆災害時は同じ法人内の特別養護老人ホームと一体になって避難する計画となっているが、地震により津波の発生や原子力災害の恐れがある場合は、特別養護老人ホームの屋上の避難場所に避難する。 ◆避難経路は複数把握している。同一法人での応援等やり取りができる。 ◆災害が起きた際には、非常用電源設備が整っている、隣接している同法人の介護老人保健施設に避難させて頂くこととなっています。 ◆避難経路について複数の経路を把握している。電話だけでなくメールなどで情報共有ができる。必要に応じて避難者を受け入れる側からも移送支援が受けられるようにしている。非常用電源を確保している。 ◆停電時を想定して非常用電源を確保している。3日分の食料確保している。 ◆災害時の飲食物の確保をしており法人内の事業所より災害発生から3日以内に届く対策になっている。 ◆停電時を想定して非常用電源を確保しています。災害があった場合に法人内でどのように連携を取って行くかについて、法人内各事業所のBCP等をもとに、避難経路や複数の避難先の確保など様々な状況に対応できるよう対策の準備を進めています。 		

【入所施設：避難元 5 / 5】

4 自然災害との複合災害への備えについて

- 原子力災害は、地震等の自然災害と同時に発生することも想定されますが、既存の「原子力災害時避難計画」は、他の自然災害に対する防災対策（計画等）と連動するなど、複合災害に対処することができるものとなっていますか。

	高齢者施設	障害者施設	合計
③どちらかと言えば、対処できるものになっていない	19 (25.0%)	5 (8.9%)	24 (18.2%)
④対処できるものになっていない	2 (2.6%)	0	2 (1.5%)
※対処できてない理由等	<p>◆災害発生時、市の防災無線等を活用し、状況把握等を行うが、こちらから問い合わせ等行う場合の市町村担当課がわからない。</p> <p>◆屋内退避期間の食糧の確保はあるが、避難手段（車両の必要数確保、行政側の支援体制）、避難先施設（法人外、石巻圏外）の確保が自然災害上では不明確である。</p> <p>◆応援要請時の担当者名もわからず、また、万が一電話（スマートフォン等含む）が不通になったらどう連絡を取ればよいのかわからない。</p> <p>◆携帯電話等が使えない場合の情報伝達と情報収集の方法がわからない。</p> <p>◆津波や水害の場合そもそも避難経路が通行不能となるため、屋内退避以外の対応ができない。また応援車両がなければ避難ができないが、それも望めないと考えられる。</p> <p>◆移動距離が長く（50km程度）、道路状況に被害があれば移動は難しいことと、電源が確保されていることが前提となっているため、通信が遮断された場合は避難先施設への連絡はできなくなる。</p> <p>◆電話が不通の場合の連絡方法が確立していない移動が制限された場合の避難先への連絡方法がわからない待機する場合のどのくらいの時間が必要でいつ動いていいのかの判断をしかねてしまう。</p>		

【入所施設：避難先 1 / 2】

アンケート回答数

	高齢者施設	障害者施設
アンケート回答数	170	6

1 訓練の参加状況について

	高齢者施設	障害者施設	合計
①参加した	163 (95.9%)	2 (33.4%)	165 (93.8%)
②不参加	7 (4.1%)	4 (66.7%)	11 (6.3%)
※不参加の理由	<ul style="list-style-type: none"> ◆配置状況により、業務調整ができず参加できなかった。 ◆管理者不在のため。 ◆保健福祉事務所の運営指導と重複したため。 ◆業務の都合により急遽参加できなくなった。 ◆参加連絡がなかった。 ◆訓練の日時等の情報がなかった。 		
※その他、訓練に関する意見等	<ul style="list-style-type: none"> ◆原子力災害時における協力に関する協定について、担当者が替わっている場合も考えられるので、定期的な訓練が必要。 ◆訓練の度に連絡は取り合うが、顔を合わせたことがないので、打合せや施設見学等を実施できるとよい。 ◆大掛かりになるが、実施に移動の訓練を行いたい。 ◆今回は「これから、避難します（避難先に向かいます）」という連絡のみであったが、一台だけでも車両での移動があれば、移動時間の把握やその間の準備等、受入側もさらに有事に備えることができると感じた。 		

【入所施設：避難先 2 / 2】

2 施設間における平時からの備えについて

※施設間の交流促進に向けた課題や意見等	<ul style="list-style-type: none">◆避難先の備えとして、他の避難先になっている事業所がどのような備え、取組をおこなっているのか情報交換ができる機会があるとよい。◆受け入れ元の代表とは町の研修会やその他の会合で顔を合わせる事が多く、何かあればお互い連絡を取れる体制になっておりますが、いざ災害が起きて連絡網が遮断された場合にどうするかまでは検討できていないので、連絡無しでも受け入れられる準備をしておく必要があると感じております。◆以前には、お互いの入居者さん・職員と交流会を開催していましたが、コロナ禍で中止となっております。また定期的に行いたいと思います。やはり、顔を知っておく必要性は大いにあると思います。

3 避難者の受け入れについての課題等

※意見等	<ul style="list-style-type: none">◆受け入れる利用者の情報まで把握できればなお良い。◆受入者の介護状態に係る基礎的なデータがないと受け入れ先では不安がある。◆実際に災害が起きた際に、ベッドが満床であったり、感染が発生している時は何が出来るか、また生活支援を行うにあたり情報収集や生活支援時に使用する物品など想定しておければと思います。◆行動心理症状を併せ持った認知症高齢者や医療的ケアを要する方の対応について現マンパワーで対応しきれぬかが課題だと思う。その際は専門職のボランティアの受け入れが必要だと思う。◆避難者を受け入れたのち、支援に必要な物などをどうするのが課題だと思われる。特にベッドなどは介護を受ける方は必要な方が多い。

【通所施設 1 / 3】

アンケート回答数

	高齢者施設	障害者施設
UPZ内施設数	126	104
アンケート回答数	100 (79.4%)	51 (49.0%)

1 訓練の参加状況について

●今回参加した訓練を選択してください（複数選択）

	高齢者施設	障害者施設	合計
①利用者への引渡し手順の確認（必須）	93 (93.0%)	41 (80.4%)	134 (88.7%)
②利用者への引渡し訓練（任意）	12 (12.0%)	7 (13.7%)	19 (12.6%)
③行政との情報連絡訓練（任意）	17 (17.0%)	10 (19.6%)	27 (17.9%)
④不参加	4 (4.0%)	8 (15.7%)	7 (5.3%)
※不参加の理由	◆通常業務を優先したため。 ◆業務が忙しかったため。 ◆通所施設で毎日、送り迎えをしています。送迎時の状況が訓練と同じ状態と考えています。他に利用者様の体調不良等で運営時間途中に、送迎する事もあるのでその状況を引き渡し訓練と同じ状態と考えています。		

【通所施設 2 / 3】

●原子力防災訓練の回数（年間）

	高齢者施設	障害者施設	合計
年0回	3 (3.0%)	8 (15.7%)	11 (7.3%)
年1回	84 (84.0%)	37 (72.5%)	121 (80.1%)
年2回	12 (12.0%)	6 (11.8%)	18 (11.9%)
年3回	1 (1.0%)	0	1 (0.7%)
年4回以上	0	0	0
※年0回の理由	<ul style="list-style-type: none"> ◆通常業務を優先 ◆現在、対象となる利用者がいないため ◆業務が忙しかったため。 ◆UPZの範囲ギリギリのため意識が薄い 		
※その他、訓練に関する意見等	<ul style="list-style-type: none"> ◆グループホームの入居者様とデイサービスの利用者様の対応を行うのに職員の割り当てがいざという時、難しいと感じる。 ◆事業所の建物がシェルターの役割を担っており、屋内退避はスムーズに行なえると考えますが保護者への引き渡しに関しては、原発に向かって迎えに来ていただくことが果たして正解なのかという考えがございます。一時避難（屋内退避）後に二次避難先へ向かう途中に引き渡す（事業所側が送り届ける形）も検討していきたいと考えます。 		

3 原子力災害避難計画の策定状況について

		高齢者施設	障害者施設	合計
①策定済み		62 (62.0%)	30 (58.8%)	92 (60.9%)
②策定中		33 (33.0%)	14 (27.5%)	47 (31.1%)
③未着手		5 (5.0%)	7 (13.7%)	12 (7.9%)
※未着手の理由	①計画書の文案がわからない	3 (60.0%)	6 (85.7%)	9 (75.0%)
	②業務多忙のため、手が回らない	3 (60.0%)	2 (28.6%)	5 (41.7%)
	③その他	1 (20.0%)	1 (14.3%)	2 (16.7%)

サービスの質の向上に向けて

宮 城 県
福祉サービス第三者評価の
ご 案 内

宮城県福祉サービス第三者評価
シンボルマーク



宮城県保健福祉部社会福祉課
(令和7年4月版)

1 福祉サービス第三者評価とはどんなもの？

●福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

●福祉サービス第三者評価の目的は？

① サービスの質の向上

福祉サービスの具体的な改善点を把握することで、サービスの質の向上を図ります。

② 利用者への情報提供

評価結果を公表することで、利用者が福祉サービスを選択するための情報となります。

2 福祉サービス第三者評価はなぜ必要？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第 78 条第 1 項に定められた事業者の責務（努力義務）を果たすための一つの方法として制度化されたものです。受審（評価を受けること）と評価結果の公表は任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）は、平成 24 年度から、3 年に 1 回以上の受審と評価結果の公表が義務づけられています。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 福祉サービス第三者評価では、何を評価するの？

福祉サービス第三者評価は、宮城県が国のガイドラインを踏まえて策定した、「評価基準」及び「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」に沿って行われます。

評価基準は、各サービス共通の「共通評価」と、サービス種別ごとの「内容評価」で構成されています。宮城県では、「保育所版」「障害者・児福祉サービス版」「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」「救護施設版」「幼保連携型認定こども園版」「地域型保育事業版」を定めています。

(1) 共通評価（45項目）

共通評価では、組織運営や人材育成、改善への取組などのマネジメントや、利用者を尊重するサービス提供体制の整備状況等について評価します。

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 経営状況の把握
	3 事業計画の策定
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ
	2 福祉人材の確保・育成
	3 運営の透明性の確保
	4 地域との交流、地域貢献
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 福祉サービスの質の確保

(2) 内容評価（20項目程度）

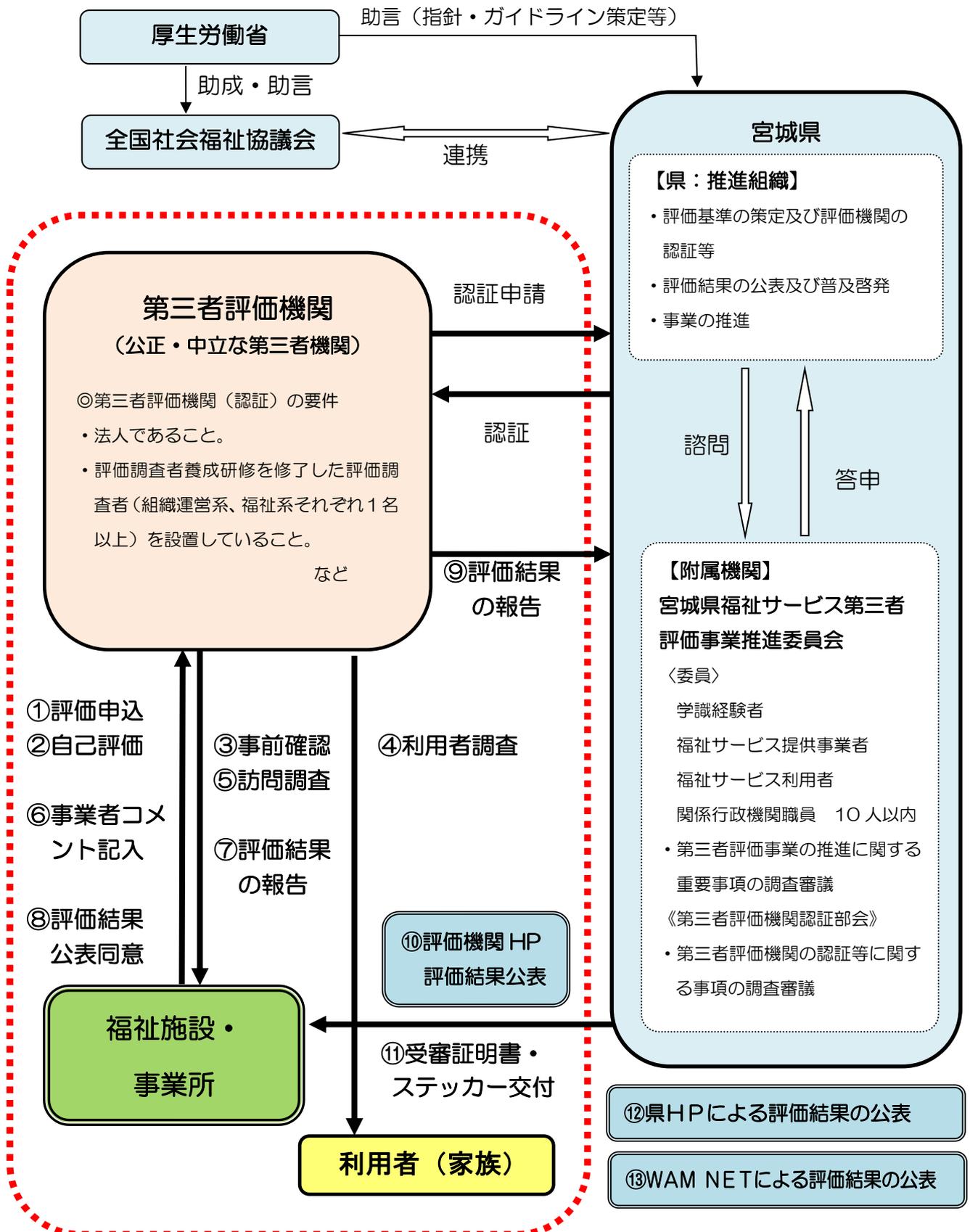
内容評価では、サービスの種別ごとに、福祉施設・事業所の特性や専門性を踏まえたサービス・支援内容を評価します。具体的なサービスの場面について評価する内容となっています。

（評価基準の一例）

- 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備【保育所】
- 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組、利用者の意思を尊重する支援としての相談等の実施【障害者・児福祉サービス】
- 認知症の状態に配慮したケア【高齢者福祉サービス】

※第三者評価の受審が義務づけられている社会的養護施設については、全国共通の認証を全国社会福祉協議会から受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。詳しくは、全国社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

4 福祉サービス第三者評価の流れは？



5 第三者評価機関には、どんなところがあるの？

株式会社 福祉工房	
所在地	仙台市青葉区国見一丁目19番6号-201
電話番号	022-727-8820
ウェブサイト	http://www.f-kobo.co.jp
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

特定非営利活動法人 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会	
所在地	仙台市宮城野区榴岡四丁目2番8号
電話番号	022-293-8158
ウェブサイト	http://www.ichimannin.com/
評価対象	保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ	
所在地	仙台市青葉区柏木一丁目2番45号
電話番号	022-276-5202
ウェブサイト	https://www.kaigonet-miyagi.jp
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	
所在地	東京都品川区西五反田一丁目26番2号-714
電話番号	03-3494-9033
ウェブサイト	http://www.meiai.org/
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス

株式会社 評価基準研究所	
所在地	東京都千代田区内神田3-2-14
電話番号	03-3251-4150
ウェブサイト	http://ires.co.jp/
評価対象	保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス（通所・訪問介護事業を除く）、幼保連携型認定こども園

一般社団法人 宮城県介護福祉士会	
所在地	仙台市青葉区上杉一丁目6-10
電話番号	022-398-5767
ウェブサイト	http://miyagi-kaigo.jp/
評価対象	障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス

一般社団法人 宮城県社会福祉士会	
所在地	仙台市青葉区三条町 10-19
電話番号	022-233-0296
ウェブサイト	http://www.macsw.jp/
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

合同会社 中川	
所在地	仙台市青葉区小田原4-11-8
電話番号	022-256-1931
ウェブサイト	https://welfare-seo.com/
評価対象	保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス（訪問介護事業を除く）、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

- ※ 社会的養護施設：児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- ※ 高齢者福祉サービス：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護
- ※ 評価機関ごとに、サービスの種別や利用定員に応じて評価料金を設定しています。詳しくは、各評価機関にお問合せください。

（参考：県内受審件数）

平成21年度 8件、平成22年度 1件、平成23年度 7件、平成24年度 3件、
 平成25年度 13件、平成26年度 23件、平成27年度 18件、平成28年度 20件、
 平成29年度 27件、平成30年度 13件、令和元年度 21件、令和2年度 15件、
 令和3年度 10件、令和4年度 20件、令和5年度 18件、令和6年度 17件

6 福祉サービス第三者評価の受審の効果は？

【組織内の効果】

- 福祉サービスの質に関わる改善点や成果が明らかになります。
- 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標設定が可能となります。
- 第三者評価を受ける過程を通じて、職員の自覚や改善意欲の醸成、課題の共有が促進されます。

【対外的な効果】

- 福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを利用者や家族、地域に発信でき、信頼の獲得と向上が図られます。
- 評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービス・支援の内容、特徴をアピールすることができます。

～ 受審された事業所の方々の声をご紹介します ～

- 自分達の実施している事業や業務運営に関して、客観的に評価いただいただけでなく、改善に向けての御提案やアドバイスを具体的にいただき、事業運営に活かすことが出来た。
- 客観的な立場から評価して頂いたことで、新たな課題や改善点に気づくことができた。また、取り組めていることについて評価頂いたことは職員の自信にも繋がった。職員の自覚を促し、業務内容を見直す良い機会となった。
- 事業所としてあるべき姿や現状の不十分な点を再確認し、改善すべき点の気付きに役立ち、今後の方向性が明確になった点が良かった。



宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話：022-211-2516

FAX：022-211-2594

E-mail：syahukd@pref.miyagi.lg.jp

※福祉サービス第三者評価の詳細は、県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/daisansya-index.html>

「宮城県 福祉サービス第三者評価」で検索してください。

～ 宮城県福祉サービス第三者評価基準の一例 ～

- 宮城県では、保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の6分野において、評価基準を策定しています。各分野の評価基準（内容評価項目）の一例をご紹介します。
- 各福祉サービスの種別・特性に応じて、質の向上や改善のために取り組むべき項目や考え方などが整理されています。業務の振り返りなどにもぜひ御活用ください！
- 各評価基準は、県のホームページに掲載しています。



保育所版 及び 地域型保育事業版

A 福祉サービスの内容

地域型保育事業版は、令和5年4月1日より新たに施行された評価基準です。
内容の多くが保育所版と重複しています。

A-1 保育内容

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

連番号 55 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

評価の着眼点

- 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、それぞれの子どもによって在園時間が異なることや、長時間にわたる保育を考慮した環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 長時間にわたる保育では、子どもがくつろいで安心して心地よく過ごすことのできる環境が大切です。そのため、保育室の環境、保育の内容、職員体制、保護者との連携などに配慮が必要です。
- 子どもの発達過程、生活のリズムや在園時間及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。
- 夕方以降の時間帯においては、子どもが一日の疲れを感じている時間であり、保育室が変わったり、年齢の異なる子どもと一緒に過ごしたりするなどの環境の変化があります。家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境や保育士等の関わりが必要です。
- 在園時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。
- 保育士間で一人ひとりの子どもの状況について共通理解を図るとともに、引き継ぎの際には、保育士間での正確な情報の伝達により、子どもや保護者が不安を抱くことがないような取組が必要です。
- 在園時間が長い場合においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。

(3) 評価の留意点

- 指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、在園時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。
- 保護者の仕事上の都合等で、保育時間が予定よりも長くなった場合の子どもへの対応についても確認します。
- 本評価基準に言う「在園時間が長い」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。

障害者・児福祉サービス版

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本

連番号 52 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。
- b) 利用者の障害の状況に応じた支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の障害の状況に応じた支援を行っていない。

評価の着眼点

- 職員は障害に関する専門知識の習得と支援の向上を図っている。
- 利用者の障害による行動や生活の状況などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有を行っている。
- 利用者の不適応行動などの行動障害に個別的かつ適切な対応を行っている。
- 行動障害など個別的な配慮が必要な利用者の支援記録等に基づき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行っている。
- 利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、障害の状況に応じた適切な支援のため、障害に関する理解と専門性をもとにした、個別的な配慮が必要な利用者への支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 障害の状況（障害種別、障害による心身の状況や行動と支援の必要性に関わる状況等）に応じた適切な支援と支援の質の向上を図るため、障害者・児を支援する福祉施設・事業所の職員は、障害に関する理解と支援の専門性の向上に努める必要があります。
- 常時介護と医療的なケアを必要とする利用者、行動障害による特別な行動のある利用者等、利用者の障害による生活の状況や行動などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有をしたうえで、日々の生活支援を行います。
- 介助への抵抗、暴言・大声、暴力、衣類や器物の損壊、パニックや不安定な行動、強いこだわり等、利用者の不適応行動（行動障害）については、利用者一人ひとりの障害に応じて個別的かつ適切な対応を行うことが必要です。また、これらの支援については、利用者の支援記録等に基づき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行います。支援方法の検討・実施にあたっては、専門職の助言（スーパーバイズ）を得ることや、支援に関わる職員の連携も重要です。
- 利用者が安心・安全に日々の生活を送るためには、利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行うことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 個別的な配慮を必要とする利用者の生活や障害の状況に応じた支援方針（考え方）とともに、具体的な支援内容を確認します。また、専門技術等の向上のための研修等の実施状況を確認します。
- 支援内容の検討・見直しや環境整備にあたって、専門職の助言（スーパーバイズ）を得ることや支援に関わる職員の連携がなされているか確認します。
- 個別的な配慮が必要な利用者については、専門的な支援が適切になされているかに留意し、記録などをもとに支援内容を確認します。
- （訪問支援）着眼点「利用者の障害の状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。」は適用しません。
- （共同生活支援）外部サービス利用型グループホームについては、受託居宅介護事業所のホームヘルパー等による支援を含め評価します。

サービスの種類ごとに留意点などが示されており、各サービスの特性に応じた評価が行われるよう考慮されています。

高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版）

高齢者福祉サービス版には、「特別養護老人ホーム版」のほか、「養護老人ホーム・軽費老人ホーム版」「通所介護版」「訪問介護版」があります。

A 福祉サービスの内容

A-3 生活支援

A-3-(6) 認知症ケア

連番号 59 A-3-(6)-① 認知症の状態に配慮したケアを行っている。

【判断基準】

- a) 認知症の状態に配慮したケアを行っている。
- b) 認知症の状態に配慮したケアを行っているが、十分ではない。
- c) 認知症の状態に配慮したケアを行っていない。

評価の着眼点

- 利用者一人ひとりの日常生活能力や機能、生活歴について適切にアセスメントを行っている。
- あらゆる場面で、職員等は利用者に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視した援助を行っている。
- 行動・心理症状（BPSD）がある利用者には、一定期間の観察と記録を行い、症状の改善に向けたケアや生活上の配慮を行っている。
- 職員に対して、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるよう研修を実施している。
- 認知症の利用者が安心して落ち着ける環境づくりの工夫を行っている。
- 利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫している。
- 医師及び看護師等の関係職員との連携のもと、行動・心理症状（BPSD）について分析を行い、支援内容を検討している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、認知症にある利用者の心身の状況や意向を踏まえ、尊厳を尊重し、その人らしく生活ができるような日常生活や活動の支援・配慮について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 認知症に関する正確な知識をもとに、利用者一人ひとりの生活と必要とされる支援を把握したうえで、利用者の尊厳を基本とした認知症ケアを実施することが必要です。
- 日常生活において利用者が自ら行えることを評価し、その力が十分発揮できるように支援します。自らの力を発揮することで自尊心が高められるよう配慮します。
- 一日のメリハリづけや季節感が感じられるような工夫や情緒に訴えるような働きかけを通じて、精神活動の活性化等に配慮し、日中の生活ができるだけ活動的となるよう支援します。
- 利用者への関わり方を振り返り、認知症の行動・心理症状（BPSD）の原因、行動パターンや危険性等について、十分理解して支援にあたる必要があります。
- 認知症による行動・心理症状（BPSD）を早急に抑制しようとするのではなく、環境の整備や受容的な態度で行動を受けとめます。職員等は、生活のあらゆる場面で利用者に配慮して、支持的・受容的な関わりや態度を重視した援助を行います。
- 職員が、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるような研修を行うことも必要です。
- 認知症の利用者が、安心・安全で落ち着ける環境となるように改善し工夫することは、その人らしい生活を送るための重要な支援です。利用者一人ひとりの環境変化への適応状況に配慮するとともに、利用者の行動を制限することのないように工夫することが必要です。
- 利用者が安心して落ち着いて過ごせるよう、一人ひとりの認知症の状態に合わせた支援や生活上の配慮、プログラムを行います。利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫します。
- 利用者同士の関係・関わりについても配慮し、安心して過ごすことができるよう取り組むことも必要です。
- 医師及び看護師等の関係職員と連携のもと、行動・心理症状（BPSD）について分析を行い、支援内容を検討します。

(3) 評価の留意点

- 認知症の状態に応じた支援の実施方法、実施状況や取組を確認します。

救護施設版

A 福祉サービスの内容

A-4 地域の生活困窮者支援

A-4-(1) 地域の生活困窮者等の支援

連番号 63 A-4-(1)-① 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っている。

【判断基準】

- a) 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っている。
- b) 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の生活困窮者等を支援するための取組や事業を行っていない。

評価の着眼点

- 地域の生活問題や生活困窮者等について、職員の学習や協議する機会を設けている。
- 地域の生活困窮者等の支援について、地域の関係機関や他の福祉施設・事業所と情報交換している。
- 生活困窮者等の支援における救護施設の専門性や支援ノウハウを関係機関等と共有している。
- 地域の生活困窮者等を支援するための事業・活動を実施している。
- 地域の生活困窮者等の支援ネットワークの構築や事業・活動に参画・協力している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、救護施設が有する機能と役割等を活かした地域で生活する生活保護受給者や生活困窮者等への支援と取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者の地域生活への移行や施設退所者の地域生活の継続のための支援とあわせて、地域で生活する生活保護受給者や生活困窮者等への支援を実施することが必要です。地域の生活困窮者等の福祉ニーズや救護施設の機能等に依りて取組むことが重要です。
- 救護施設の機能と役割等を活かした地域の生活困窮者支援のあり方として、①救護施設の機能として制度化されている支援、②予算事業として救護施設および運営法人が実施できる事業や、今後制度化・予算化が見込まれる事業等による支援、③地域貢献事業等の支援、があります。
- 地域で生活する生活困窮者等を支援するため、職員が地域の生活問題や生活困窮者の実情について理解することが必要です。このため、外部の研修会等の活用を含めた学習機会の確保や会議等で協議することにより、地域で生活する生活困窮者等の理解と課題共有のための取組が必要です。取組をつうじて、日頃の支援のなかでも地域の生活困窮者等の支援への視点をもつことの必要性、さらに地域で生活する生活困窮者等の具体的な支援について検討することが重要です。
- 救護施設は、専門性と支援に関わる知識やノウハウの蓄積等をもとに、地域の生活困窮支援について、関係機関（実施機関、更正相談所、自立相談支援機関、保健所、警察、ハローワーク等）や他の福祉施設・事業所と情報を共有し、取組むことが必要です。
- それぞれの救護施設においては、地域の生活困窮者等の支援のあり方や具体的な方針を明確にし、具体的な事業・活動を実施することが必要です。
- 救護施設の機能等を活かした事業・活動のほか、生活困窮者自立支援制度における各種事業の実施、中間的就労の場の提供と就労支援をつうじて自立生活や社会的孤立の防止のための支援を行うこと等、各救護施設と地域の実情を踏まえながら、検討・実施することが重要です。また、生活困窮者等の支援に必要な社会資源の掘り起こしや開発のための取組も必要です。
- 地域の生活困窮者等の支援においては、福祉、医療、就労支援、教育等に関わる行政や関係機関、また、複数の社会福祉法人・福祉施設がネットワークを構築するなど、連携・協働のなかで、地域における総合的なセーフティネット機能を発揮することが必要です。救護施設は、支援ネットワークの構築や事業・活動に参画・協力し、地域のセーフティネットの要となる組織、拠点として役割を果たすことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 福祉施設の実施する事業や規模、地域によって、具体的な取組は様々だと思われ
ますが、本評価基準の趣旨にそって、個々の取組について評価します。
- 福祉施設から地域生活へ移行した利用者の地域生活の継続のための支援等につ
いては、「連番号62 A-3-(4)-①」において評価します。
- 地域での公益的な事業・活動にあたる取組については、「連番号27 II-4-
(3)-②」とあわせて評価します。

幼保連携型認定こども園版

幼保連携型認定こども園版は、令和5年4月1日より新たに施行された評価基準です。

A 福祉サービスの内容

A-1 教育・保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

連番号 46 A-1-(1)-① 幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

評価の着眼点

- 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
- 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づいて作成している。
- 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- 全体的な計画は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
- 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、教育・保育に関わる職員の参画により、全体的な計画を作成しているかを評価します。また、全体的な計画の評価・改善の状況について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 幼保連携型認定こども園の教育・保育は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程をふまえて、幼保連携型認定こども園における環境を通して、教育・保育を一体的に行うことを特性としています。
- 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園の教育・保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、幼保連携型認定こども園での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、教育・保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、教育・保育に関わる職員の参画により創意工夫して作成されるものです。
- 全体的な計画の作成により、幼保連携型認定こども園全体で組織的・計画的に教育・保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある教育・保育実践を展開することが期待されています。
- 全体的な計画は、以下の事項を踏まえ作成されなければなりません。
 - ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に示されている理念などをふまえ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成されている。
 - ・ 幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づいて作成されている。
 - ・ 地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって作成されている。
 - ・ 子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。
 - ・ 上記を踏まえ、幼保連携型認定こども園がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、教育・保育が実践できるよう作成している。
- 幼保連携型認定こども園の指導計画は、全体的な計画に基づき作成します。全体的な計画と指導計画による教育・保育実践の振り返り、記録等を通して、全体的な計画の評価を行い、次の作成に活かしていくことが必要です。

(3) 評価の留意点

- 幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、幼保連携型認定こども園の理念、教育・保育の方針を全体的な計画には記載せず、別に定めている幼保連携型認定こども園もあります。
- 全体的な計画の作成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え全体的な計画に反映しているか、さらに、全体的な計画の評価・改善の状況について確認します。
- 本評価基準では、全体的な計画の作成について評価を行い、全体的な計画に基づく指導計画の作成は、「連番号 42 Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。